



荒川区 芸術文化振興 プラン [第四次]

Arakawa City
Art and Culture
Promotion Plan(4th)

令和6年(2024年)3月
荒川区



はじめに

芸術文化は、創造性や人間性を育み、人と人とのつながりを強め、心豊かで活力のある社会を形成する力をもつものです。また、古くから引き継がれた地域の文化は、ふるさとへの誇りや愛着の心を育みます。

このたび、第三次プランを、これまでの取組を評価した上で、社会情勢や生活様式の変化、法律の改正等を踏まえ、「荒川区芸術文化振興プラン(第四次)」として改定いたしました。

この間、令和2年(2020年)度からの新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が多くの人に行動変容を迫り、イベントの中止や延期、規模の縮小等、芸術文化活動が大きく制限される中で、ICTを活用したオンラインイベントなど新たな取組も行われました。人々の命と健康が脅かされる困難な状況にあって、芸術文化は安らぎや希望をもたらす重要な存在としてその価値が再認識されました。

第四次となる本プランは、第三次プランを引き継ぎ、「ひろげる」「たかめる」「つなぐ」をキーワードに、「区民が主役の芸術文化の振興により、区民の幸福実感を高めるとともに、荒川区の魅力を内外に発信し、区民・生活・地域が芸術文化でつながるまちを創る」を基本理念に据え、すべての区民が芸術文化に触れられる環境を整えるとともに、一層の芸術文化活動の振興を図る方針となっています。

また、本プランでは、区民の芸術文化活動を後押しする施策や荒川区ならではの特色ある文化を区民が更に身近に感じられるように推進する施策を重点施策と位置づけ、特に優先的に推進してまいります。

今後、区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」の実現に向け、本プランに掲げた施策・取組を着実に進めてまいりますので、皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重な御意見や御提言を頂きました荒川区芸術文化推進会議委員及び教育委員会委員の皆様、区議会をはじめ区民の皆様、関係機関の皆様から感謝を申し上げます。

令和6年(2024年)3月

荒川区長 西川 太一郎



< 目次 >

第Ⅰ章 プランの策定にあたって	1
1 策定の趣旨	2
2 プランの位置づけ・策定方法・期間	3
3 芸術文化振興の目的	6
4 芸術文化の定義	7
第Ⅱ章 芸術文化を取り巻く社会状況等	9
1 主な社会状況の変化	10
2 国・東京都の動向	11
3 荒川区の動向	14
第Ⅲ章 区の芸術文化施策の現状	17
1 荒川区の地域文化	18
2 区政世論調査の結果(概要)	20
3 第三次プランの取組状況	22
第Ⅳ章 基本的な考え方	37
1 基本理念と3つのキーワード	38
2 基本目標	40
3 施策の体系	42
第Ⅴ章 施策の展開	45
1 基本目標に基づく施策と取組	46
第Ⅵ章 プランの推進にあたって	63
1 プランの推進体制	64
2 プランの進行管理	66
資料編	69

第 I 章 プランの策定にあたって

- 1 策定の趣旨
- 2 プランの位置づけ・策定方法・期間
- 3 芸術文化振興の目的
- 4 芸術文化の定義

1 策定の趣旨

荒川区では、平成 21 年（2009 年）6 月、区として最初の芸術文化振興計画である「荒川区芸術文化振興プラン」を策定しました。この計画は、「芸術文化をすべての区民に、未来に向けて荒川区の文化力を高める」ことを施策体系の柱に据え、区における芸術文化施策の方向性や総合的な取組等を定めたものです。

2 回の改定を経て、「荒川区芸術文化振興プラン[第三次]」（以下、「第三次プラン」という。）期間中に発生した世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は、世界規模での人・物の動きや経済活動の停滞のみならず、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催延期など、あらゆる分野に及び、芸術文化分野にも大きな影響を与えました。

東京都では計 4 回の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、リバウンド防止措置等の発出により、文化イベントの中止や延期、観客数の制限など、活動が大きく制限され、人々に外出自粛が求められる中、「不要不急」という言葉が芸術文化に向けられるなど、芸術文化活動に携わる人々にとって非常に厳しい状況が続いてきました。

一方で、コロナ禍における未曾有の困難と不安の中、芸術文化は人々に安らぎや希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識されたとともに、新しい生活様式のもとでのデジタル化の進展により、芸術文化活動においてもデジタル技術を活用する試みも多く生まれています。

この度策定する「荒川区芸術文化振興プラン[第四次]」（以下、「第四次プラン」という。）は、コロナ禍により大きく変化した社会状況や、これまでの計画の推進状況から見えた課題等に基づき、第三次プランを継承しつつ、内容を見直し、今後の区の芸術文化施策の方向性や具体的な取組等を定めるものです。コロナ禍を経験した新しい生活様式のもとで、区の芸術文化の再生を図る重要な時期であり、区民、芸術文化団体、大学や関係機関など、芸術文化に関わるあらゆる人々と連携・協力し、荒川区の芸術文化振興の推進に取り組んでまいります。

2 プランの位置づけ・策定方法・期間

(1) プランの位置づけ

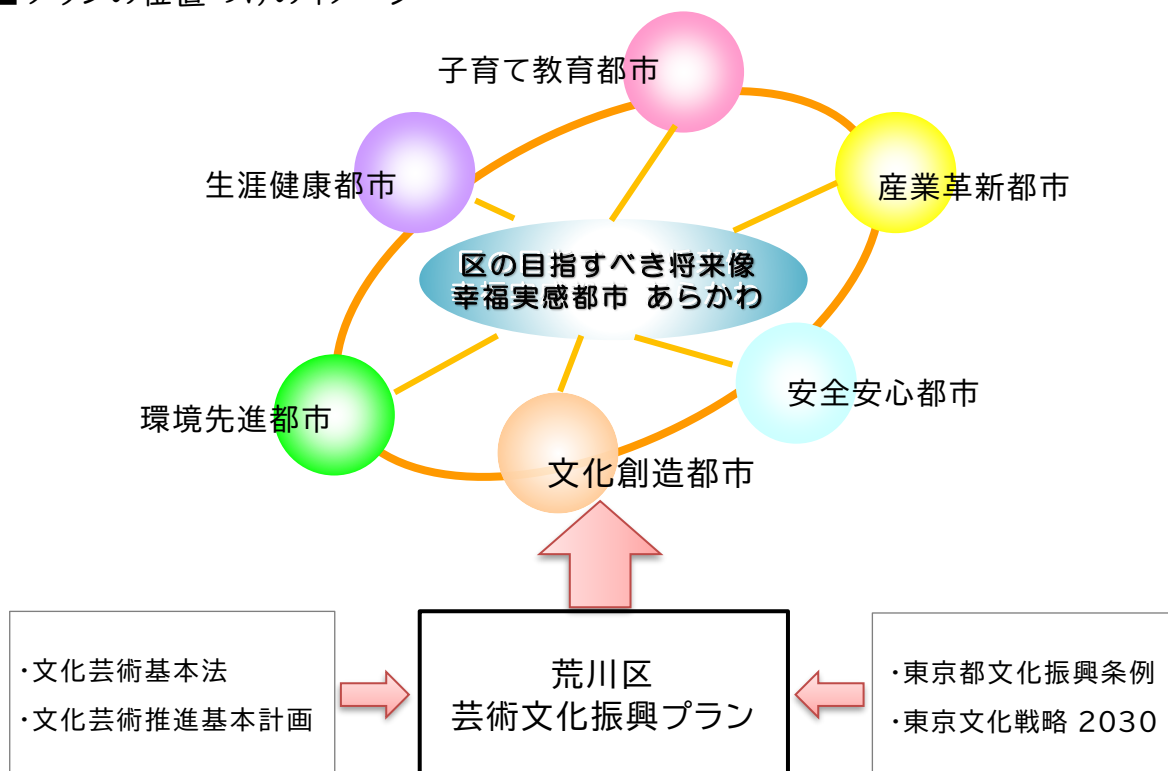
荒川区では、平成 19 年(2007 年)3 月に策定した「荒川区基本構想」において、区の目指すべき将来像を「幸福実感都市あらかわ」とし、物質的な豊かさや経済効率だけを重視するのではなく、心の豊かさや人と人との繋がりを大切にしながら、区民一人一人が真に幸福を実感できるまちづくりを進めています。

また、区の将来像を支える「6つの都市像」を定め、「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けて、区のあらゆるセクションが一丸となり、様々な施策を実施しています。

この6つの都市像のひとつである文化創造都市は、歴史や伝統文化の継承と新しい文化の創造とが多彩に調和し、地域に息づく連帯感や助け合い・見守り合いの心、下町らしい人情あふれるコミュニティ等をいかして、地域の連携と協働が活発に行われるまちです。

区は、区の基本構想及び基本計画、実施計画において、文化創造都市の実現に向け、「伝統文化の継承と都市間交流の推進」及び「活気ある地域コミュニティの形成」に取り組むこととしています。第四次プランは、これらの計画に基づき、区における芸術文化振興に向けた方向性を示すものとして策定するものであり、芸術文化の視点から、荒川区の将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現に寄与する役割を担います。

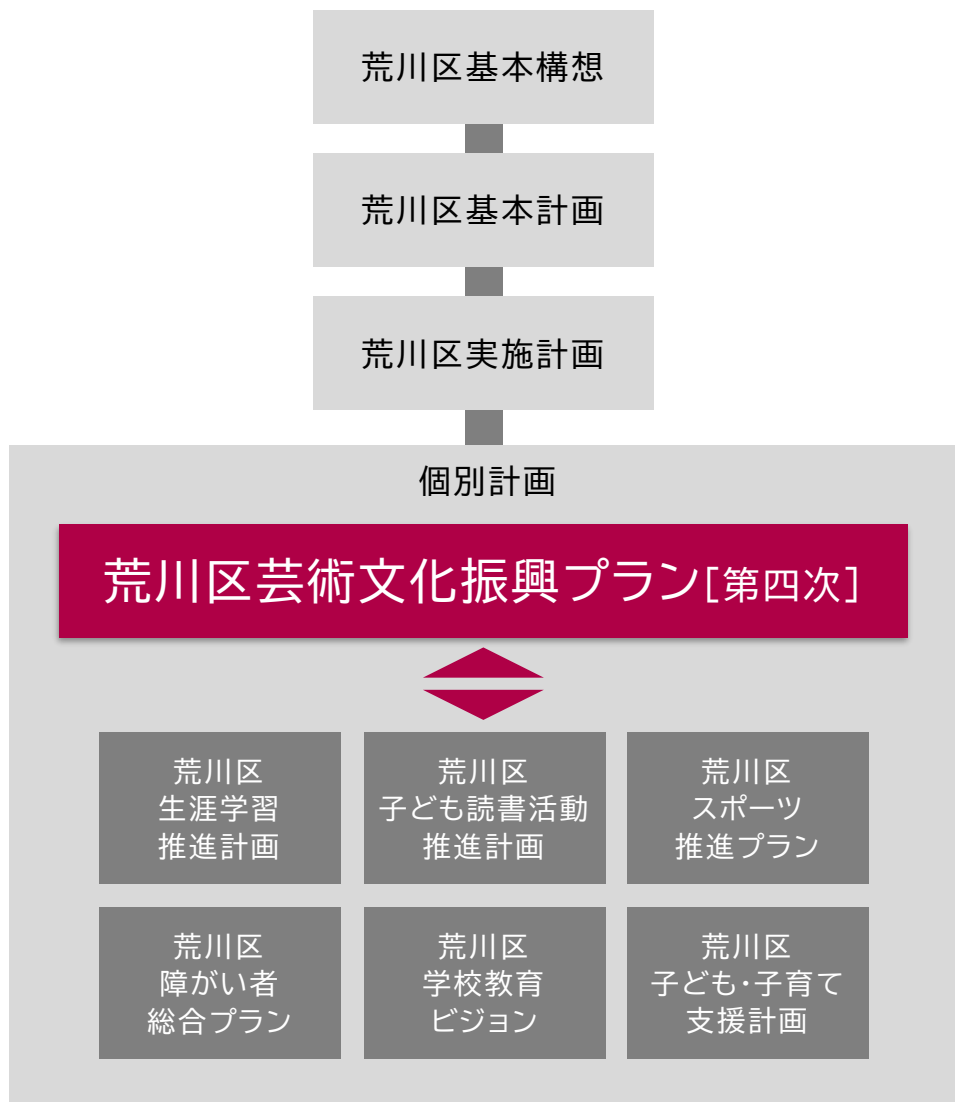
■ プランの位置づけのイメージ



また、区が策定する生涯学習推進計画、子ども読書活動推進計画、スポーツ推進プラン、障がい者総合プラン、学校教育ビジョン、子ども・子育て支援計画（令和 7 年度から（仮称）子ども計画）など、芸術文化に深く関わる他分野の計画と整合性のあるものとするとともに、産業や子育てなどの分野及び関係各課との連携した取組体制を構築することにより、効率的かつ効果的な事業展開を図ります。

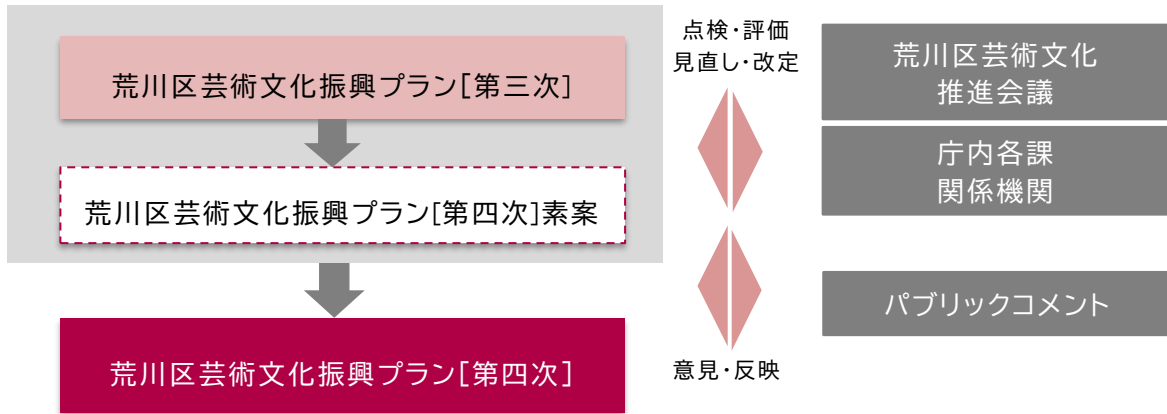
さらに、第四次プランは、国による芸術文化政策の基盤となる「文化芸術基本法」（平成 29 年（2017 年）6 月改正）及び「文化芸術推進基本計画（第 2 期）」（令和 5 年（2023 年）3 月閣議決定）を踏まえた地方文化芸術推進基本計画として策定するとともに、国及び東京都が推進する芸術文化関連事業との役割分担を図ります。

■基本構想、基本計画、実施計画等との相関図



(2) プランの策定方法

第四次プランは、第三次プランにおける施策の達成状況の点検・評価内容を踏まえて、計画の内容を見直し、パブリックコメントによる区民からの意見を反映し、改定を行いました。



(3) プランの期間

本プランの計画期間は、令和 6 年（2024 年）度から令和 10 年（2028 年）度までの 5 か年とします。また、このプランは、芸術文化を取り巻く環境の変化や施策の進展、基本構想や基本計画等の改定等を踏まえて、見直しを図ります。

	H19～ 2007～	H21～25 2009～2013	H26～30 2014～2018	R1～R5 2019～2023	R6～R10 2024～2028
基本構想	おおむね 20 年後の将来像				
基本計画	前期基本計画 (H19～H28)		後期基本計画 (H29～R8)		
実施計画	4 年	3 年	3 年	4 年	3 年
芸術文化 振興プラン		第一次 H21～25	第二次 H26～30	第三次 R1～R5	第四次 R6～R10

3 芸術文化振興の目的

芸術文化は、年齢や性別、国籍や障がいの有無等にかかわらず、だれもが創造性を育み、表現力を高めるだけでなく、心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌、心豊かな社会を形成する上で欠くことのできない大きな価値をもっています。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が多くの人に行動変容を迫る困難にあっ
て、芸術文化は安らぎや希望をもたらす重要な存在としてその価値が改めて認識され
ました。

芸術文化振興施策においても、芸術文化の固有の意義と価値を尊重した上で、教
育、観光・産業、まちづくり、環境、福祉の各関連分野における施策との有機的な連携
を図りながら一層の推進を図る事が大切です。

こうした視点を踏まえて、区における芸術文化振興の目的は、基本構想で示した6
つの都市像のひとつである文化創造都市の実現を図るとともに、芸術文化の持つ
様々な力により、他の5つの都市像と連携して区民の「幸福実感」を高めることにあり
ます。

また、ふるさと荒川区への郷土愛を育むとともに、多彩な地域資源など、荒川区の
素晴らしさを区内外に発信し、「荒川区の魅力」を更に高め、現在から未来にわたり
区民が誇りとする荒川区をつくることにあります。

4 芸術文化の定義

第四次プランにおける芸術文化の定義は、第一次から第三次の荒川区芸術文化振興プランで示した「芸術文化」の定義を、次のとおり引き続き用いることとします。

平成 13 年(2001 年)に文化芸術振興基本法が制定されて以降、幅広い意味での文化活動・芸術活動を包含する用語として、「文化芸術」という言葉が多く使われています。また、平成 29 年(2017 年)に改正された文化芸術基本法では、第 8 条から第 14 条に、この法律が対象とする「文化芸術」の範囲について記しています。

荒川区では、これらを踏まえた上で、法律で記された「文化芸術」と同義の言葉として、従来から使用してきた「芸術文化」という用語を使うこととします。

第四次プランにおける「芸術文化」は、生活文化、伝統文化、芸能、民俗文化、年中行事、デザイン、ファッションやメディア芸術などを含み、音楽、演劇、舞踊、美術、文学などジャンルを限定することなく、また、国内外いずれの地域にもとられない幅広い概念として捉えることとします。荒川区では、芸術と多様な文化が等しくまちに溶け込んで、区民が支えてきた経緯があると考えます。

<参考>文化芸術基本法による「文化芸術」の範囲

第 8 条:文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)

第 9 条:映画, 漫画, アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)

第 10 条:雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎, 組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

第 11 条:講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能

第 12 条:生活文化(茶道, 華道, 書道, 食文化その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等

第 13 条:有形及び無形の文化財並びにその保存技術

第 14 条:各地域における文化芸術の公演, 展示, 芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

第Ⅱ章 芸術文化を取り巻く社会状況等

1 主な社会状況の変化

2 国・東京都の動向

3 荒川区の動向

1 主な社会状況の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年(2020年)から始まった世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界規模で人・物の動きや経済活動が停滞するなど、その影響はあらゆる分野に及びました。東京都では、令和2年(2020年)から令和3年(2021年)にかけて、計4回の緊急事態宣言が発出され、様々なイベントや公演が中止となり、多くの芸術文化活動が制限されました。文化施設においても、施設の休館や定員制限等を余儀なくされるなど、様々な影響がありました。

こうした未曾有の困難と不安の中、芸術文化は、人々に安らぎと勇気、明日への希望を与えるものとして、その本質的価値が改めて世界中で認識されるとともに、文化の灯を絶やさないための様々な支援策が実施されました。

(2) DX(デジタルトランスフォーメーション)の急速な発展

コロナ禍で直接的な接触が制限された一方で、動画配信サービスやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のデジタル技術を活用した情報発信、事業展開が急速に広がりました。

芸術文化の分野においては、オンラインイベントの開催だけでなく、文化的資源のデジタルアーカイブ化、AR(拡張現実)、VR(仮想現実)、サイネージ、3D、プロジェクションマッピングなどの技術を活用した、新しい鑑賞体験等も行われています。

(3) SDGs(持続可能な開発目標)の取組

平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない—Leave no one behind—」を理念に、持続可能な世界を実現するための目標であり、目標の達成に向けて国や企業、地方自治体による取組が進められています。

例えば、目標4では、「すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」と定められています。また、令和元年(2019年)12月、国のSDGs実施指針が改定され、優先的に進める課題の一つとして、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」が挙げられており、これらの達成に向けて文化芸術に関する活動を広げていくことが必要とされています。



2 国・東京都の動向

国の動向

(1) 文化財保護法の一部を改正する法律(令和 3 年[2021 年])

令和 3 年(2021 年)6 月に「文化財保護法」の一部が改正されました。無形文化財及び無形の民俗文化財の継承や存続が厳しくなる状況に対して、国の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めています。

(2) 文化財の匠プロジェクト(令和 3 年[2021 年])

文化財の持続可能な保存体制の構築を図るため、修理技術者等の確保から文化財の保存・継承に欠くことのできない用具・原材料の生産までを含めた一体的な体制の整備と計画的な修理等の取組を推進するために策定されました。令和 4 年(2022 年)度から令和 8 年(2026 年)度までの 5 か年を計画期間としています。

(3) 文化遺産オンラインのリニューアル(令和 4 年[2022 年])

文化遺産オンラインは、国内の美術館・博物館等に収蔵される文化遺産のデータを広く収集し、インターネット上での総覧を可能にするポータルサイトとして平成 20 年(2008 年)3 月に正式公開されました。

今回のリニューアルでは「文化財との新しい出会い」をコンセプトとしており、広く一般に向けた文化財情報への入り口として、直接的な情報検索の利便向上だけでなく、利用者の興味・関心の向上や知的好奇心の喚起に資するポータルサイトを目指しています。

(4) 博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年[2022 年])

昭和 26 年(1951 年)に制定された博物館法制度は、制定から約 70 年が経過するなかで、博物館を取り巻く状況は大きく変化し、博物館に求められる役割も多様化・高度化しています。

こうした状況に基づき、博物館法の一部が改正されました。これまで博物館が果たしてきた資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という基本的な役割・機能を今後とも引き続き果たしながら、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うことが求められています。

(5) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(令和5年[2023年])

平成31年(2019年)3月策定の第1期基本計画が令和4年(2022年)度で終期を迎えることから、令和5年(2023年)度からの5か年を対象とした第2期の計画が策定されました。

第2期の計画は、障害者文化芸術推進法に規定する3つの基本理念を基本的な視点とし、障がい者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開、文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障がい者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実、地域における障がい者による文化芸術活動の推進体制の構築を目標としています。

(6) 文化芸術推進基本計画(第2期)(令和5年[2023年])

平成30年(2018年)3月に閣議決定された第1期計画が令和4年(2022年)度で終了するため、令和5年(2023年)度からの5か年を対象とした第2期の計画が策定されました。中長期目標は第1期計画で定めたものを踏襲しつつ、ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進や、急速に進化したデジタル技術の活用など、7つの重点取組の推進を掲げています。

東京都の動向

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会・文化プログラム (令和3年[2021年])

文化の祭典でもある東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。)は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1年延期して開催され、「安全・安心な大会の実現」や、「パラスポーツへの関心拡大」、「サステナブル社会への道筋」など、大会を通じて様々なレガシーが生み出されました。

そのうち、芸術文化については、東京の魅力を伝えるため、多彩な文化プログラムがTokyo Tokyo FESTIVALと銘打って、リオデジャネイロ2016大会後から2021年9月までの期間に展開されました。

開閉会式では歌舞伎などの伝統文化、ゲーム・アニメなどのポップカルチャーなど様々な日本文化を発信し、選手村には日本文化コーナーを設置したほか、伝統工芸品や風呂敷約2万3,000枚を記念に贈呈し、行動制限のある選手等関係者が日本文化へ触れる機会を提供するとともに、全国の伝統工芸品を公式ライセンス商品として販売しました。また、ダイニングでは被災地や全国の食材を使用した日本食を提供し、日本の食文化の魅力を発信しました。

(2) 東京文化戦略2030(令和4年[2022年])

東京文化戦略2030は、平成27年(2015年)に策定された「東京文化ビジョン」に代わる長期計画として策定されました。

「芸術文化で躍動する都市東京」を東京都が目指す2040年代の姿とし、「人々のウェルビーイングの実現に貢献する」「人々をインスパイアする」「芸術文化のハブ機能を強化する」「持続性のある芸術文化エコシステムを構築する」という4つの戦略と10の推進プロジェクトによって「躍動」と「豊かさ」が両立した未来の東京の実現に向けた取組について示しています。

(3) 「PRIME観光都市・東京 東京都観光参照振興実行プラン～観光産業の復活と持続的な成長に向けて～」(令和4年[2022年])

本プランは、東京2020大会及びコロナ禍を経て、東京の観光産業振興の方向性を示すために策定されました。

「観光産業の復活と『サステナブル・リカバリー』(持続可能な回復)の実現」を基本理念として、コロナ禍前に戻るのではなく、観光産業が活力を取り戻し、一層成長することで、都民生活や地域社会に潤いや豊かさをもたらすための3つの戦略と7つの施策について示しています。

3 荒川区の動向

(1) ふらっとにっぽりの開館(令和 3 年[2021 年])

ふらっとにっぽり(荒川区立日暮里地域活性化施設)は、「地域の皆さんに愛され、地域コミュニティを更に醸成する場所」であるとともに、「日暮里繊維街を訪れた人が楽しみに立ち寄れる場所」、「日暮里繊維街の魅力と相乗して地域を活性化する場所」をコンセプトに建設された新しい複合施設として令和 3 年(2021 年)1 月に開館しました。

日本有数の繊維関連業の集積地である日暮里繊維街の魅力を最大限にいかし、様々な創作活動ができる工房・創作スペース、ファッション関連産業の起業支援拠点「イデタチ東京」、産業振興を目的とした会議やイベント等にもご利用頂ける多目的スペース、日暮里繊維街来訪者のための観光案内所等を設置しており、日暮里繊維街と連携したイベント等を実施しています。

(2) 尾久図書館の移転オープン(令和 3 年[2021 年])

令和 3 年(2021 年)2 月に、「学ぶ、集う、楽しむ」をテーマに、緑あふれる公園と一体となった図書館として宮前公園内に開館しました。四季折々の花々を眺めながら読書のできるテラス席やローズガーデンを一望できる見晴らしカウンター、ベーカリーを併設した飲食スペース等に加え、誰もが快適に利用できるよう、来館者が自由に読み聞かせや手遊びができる「おはなしコーナー」や対面音訳室(活字での読書が困難な方に資料を読み上げるための個室)も設置しています。また、「尾久の寄席」や隣接する消防署による防犯・防災講座、公園と連携した「青空おはなし会」や園芸講座などのほか、読書や俳句に関連する区民サークルや高齢者事業の活動拠点として、多彩な事業を展開しています。

(3) あらかわ街なか美術館の開始(令和 3 年[2021 年])

区内全域を美術館に見立てた「あらかわ街なか美術館」事業を開始しました。区では昭和 60 年(1985 年)から彫刻のまちづくり事業として、区内の施設等に彫刻の設置を進めてきました。平成 19 年(2007 年)からは東京藝術大学美術学部の卒業・修了制作作品から区長賞を選考・授与し、その作品を公園や施設等に設置し、制作者からのコメントをホームページで紹介しています。

これらの彫刻作品等に二次元バーコードを整備し、区ホームページと連動した作品や制作者の紹介を行うことで、区民が彫刻作品等の芸術文化に身近に触れ、楽しむことができる環境整備を行っています。

(4) 町屋文化センターのリニューアルオープン(令和4年[2022年])

令和4年(2022年)3月にリニューアルオープンし、芸術文化活動や生涯学習の拠点として、様々な世代の皆様に、より親しみやすく、より使いやすい施設へと生まれ変わりました。明るい雰囲気イメージを刷新するため、照明のLED化やサインの統一化等を行ったほか、新たな利用者の拡大に向けて、子どもたちが文化を体験できる空間やコワーキングスペース、あらかわ街なか図書館等を設置しています。

また、リニューアル後、東京藝術大学と連携しラッピングを施した「街なかピアノ」を設置し、利用者の方が気軽にピアノを弾くことができる環境整備や、ピアノを活用したコンサート等の開催を行っています。その他、ふれあい広場等を活用した個人展示の機会創出、0才から参加できるコンサートの開催、SNSを活用した情報発信等、ソフト面の充実を図っています。

(5) 荒川遊園のリニューアルオープン(令和4年[2022年])

約30年ぶりの大規模改修のため、平成30年(2018年)12月から一時休園をしていましたが、令和4年(2022年)4月にリニューアルオープンしました。観覧車の大型化をはじめ、園内の多くの遊具を刷新し、雨の日でも遊べる「わくわくパーク」を設置しました。今回のリニューアルではバリアフリー面にも配慮した設計になっており、例えば観覧車・メリーゴーランド・豆汽車は車いすのまま遊具に乗り、園内を巡ることができるようになっていきます。

「地域に愛される遊園地」を目指し、子どもから大人まで、誰もが過ごしやすい空間を提供しています。

(6) 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例の制定(令和5年[2023年])

区では、読書活動に関する様々な取組及び精神を未来につなげていくために、平成30年(2018年)5月に「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行い、更に宣言の理念をより一層深めるとともに、区民や事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、条例を制定しました。

条例では、区の責務のほか、区民や事業者の役割、幼稚園や保育所、学校、区立図書館等における取組、障がい有する区民等への支援、読書活動推進月間などを定めています。

条例の制定後には、ゆいの森をはじめとする各図書館における様々なイベントや講演会の開催のほか、図書館を会場としたブックスタート事業や駅周辺へのブックポストの設置等、読書環境の整備を推進しています。

第Ⅲ章 区の芸術文化施策の現状

- 1 荒川区の地域文化
- 2 区政世論調査の結果（概要）
- 3 第三次プランの取組状況

Ⅰ 荒川区の地域文化

荒川区には、地域の歴史に根ざした良き伝統と文化があります。区における一層の芸術文化の振興に役立てるため、荒川区の地域文化の特徴等を改めて整理します。

(1) 地域の歴史にもとづく文化

荒川区は、地域に根差した歴史と豊かな文化が息づくまちです。例えば、南千住は、江戸から日光へ通ずる日光道中（日光街道）の最初の宿場町として古くから栄え、多くの史跡があります。松尾芭蕉・奥の細道の「矢立初めの地」としても非常に有名です。

日暮里は、江戸時代中期から「ひぐらしの里」「道灌山」などが名所として浮世絵に多く描かれ、江戸近郊の行楽地として賑わってきました。俳句のゆかりの地であり、談林派の祖、西山宗因や小林一茶、種田山頭火などの句碑があるほか、明治時代、根岸に住んでいた正岡子規もたびたび訪れて俳句を詠んでいます。

また、江戸時代、荒川の地では江戸で消費される野菜が栽培されていました。そのひとつ、「三河島菜」は、味のよい漬菜として、当時の書物にも描かれており、鷹狩りに訪れた将軍にも献上されたという記録が残っています。「谷中生姜」は、当時の谷中本村、今の西日暮里 1～2 丁目付近で栽培されていましたが、関東大震災を機に農地の宅地化が進み、名産の^{そさい}蔬菜類の栽培も消滅しました。いずれも現在、江戸東京伝統野菜として改めて注目されています。

(2) 人情あふれる下町情緒などの下町文化

荒川区内は、近代的なマンションが増加する一方で、今も、細い路地や古い家々、銭湯のほか、点在する神社や寺院、個人商店や町工場、都電荒川線の走る風景などにより独自の街並みを残しています。

また、人々の暮らしの中に、天王祭などの地域の伝統行事や祭り、盆踊りや縁日などの祭礼や年中行事が受け継がれるとともに、助け合いの精神や隣人を思いやる心のあたたかさなど、「下町情緒」が醸成されています。

さらに、加太こうじなど多くの作家が集い名作を生み出した紙芝居や、「ぬりえ美術館」（令和 4 年（2022 年）閉館、作品の一部は区に寄贈）により発信されてきたぬり絵文化、南千住出身の下町の空想画家・小松崎茂が生み出した絵物語の世界、荒川を舞台とした「巨人の星」、「あしたのジョー」などの漫画・アニメーション、凧揚げやベーゴマなどの昔遊びなど、子どもから大人まで楽しむことができる、庶民の生活に根付いた文化があります。

こうした荒川区の「下町文化」を貴重な資産として継承し、発展させていくことが大切です。

(3) 伝統文化や伝統工芸技術

荒川区内には、江戸時代から伝承されてきた「江戸の里神楽」（国指定重要無形民俗文化財）に代表される伝統芸能、落語・講談などの江戸の伝統的な文化や芸能を受け継ぐ人々が活躍しており、上演に関する情報提供や区の文化施設での公演などその普及に努めています。

また、区内には、江戸の技術を今に伝える多様な伝統工芸技術を有する職人が多くいます。その業種は、金工・木竹工・人形・漆芸・染織・諸工芸など多岐にわたります。職人たちは、その伝統に裏付けられた技術を引き継ぎながらも、時代のニーズに合わせて独自の工夫を加えながら、様々なものを作り出しています。荒川区では伝統工芸技術を区の「無形文化財（工芸技術）」として登録・指定し、その職人を保持者として認定するとともに、「あらかわの伝統技術展」や「あらかわ学校職人教室」等の開催、常設展示施設である「あらかわ伝統工芸ギャラリー」の開設、さらに若手職人を育成する「荒川の匠育成事業（荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業）」の実施により、技術の保存継承・普及・活用に努めています。

こうした優れた文化や技術を大切に、後世に伝えるとともに、その魅力や価値を広く区内外に発信すること、さらには社会の変化に応じ展開することが求められています。

(4) モノづくりや繊維・ファッションに関する文化

荒川区には数多くのモノづくり企業や職人がおり、試行錯誤を繰り返しながら培われてきた技術や、世代を超えて受け継がれてきた技と心は、地域の大きな財産となっています。区内のすぐれた技術、製品を区内外に力強くアピールするため、区内の「モノづくり見学・体験スポット」の製品等の展示・販売・体験等を行う「あらかわモノスポ」の開催や、モノづくりブランド「ara!kawa」立ち上げによるブランディングを推進しています。

また、日暮里を中心に、ファッションやデザインなどに関連の深い産業が集積しています。特に、JR日暮里駅から日暮里中央通りを中心に約90店の店舗が軒を連ねる「日暮里繊維街」は、和装、洋装、紳士・婦人服地、子供服、繊維製品、服飾関連の小物や付属品など、生地織物に関するあらゆるものを取り扱っているため、国内外からの多くの買い物客で賑わっています。毎年秋頃には、「繊維の街・ファッションの街」を全国にアピールするとともに、これからの繊維・ファッション産業を支える人材を育成するため、ふらっとにつぼりでファッションデザインコンテストを開催しています。

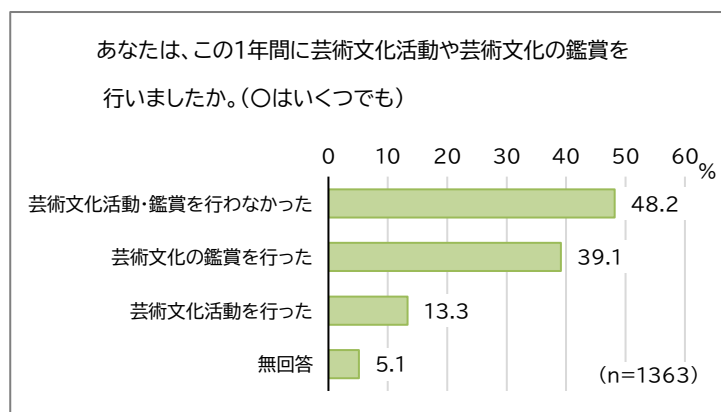
こうした技術や産業などを含む幅広い活動に対して、芸術文化の力で新たな価値を付加することにより、モノづくり産業の活性化を目指すことが求められています。

2 区政世論調査の結果(概要)

令和4年(2022年)度に区民の芸術文化活動に対する意識を調査するために実施した荒川区政世論調査の結果から浮かび上がった区民の芸術文化活動の実態や意識を踏まえ、芸術文化のさらなる振興に向けた今後の課題について整理します。(課題については、第Ⅲ章の3に記載しています。)

○芸術文化活動・鑑賞の実施率

「活動・鑑賞も行わなかった」が、全体の48.2%で最も多く、「鑑賞を行った」は全体で39.1%、「活動を行った」は13.3%でした。

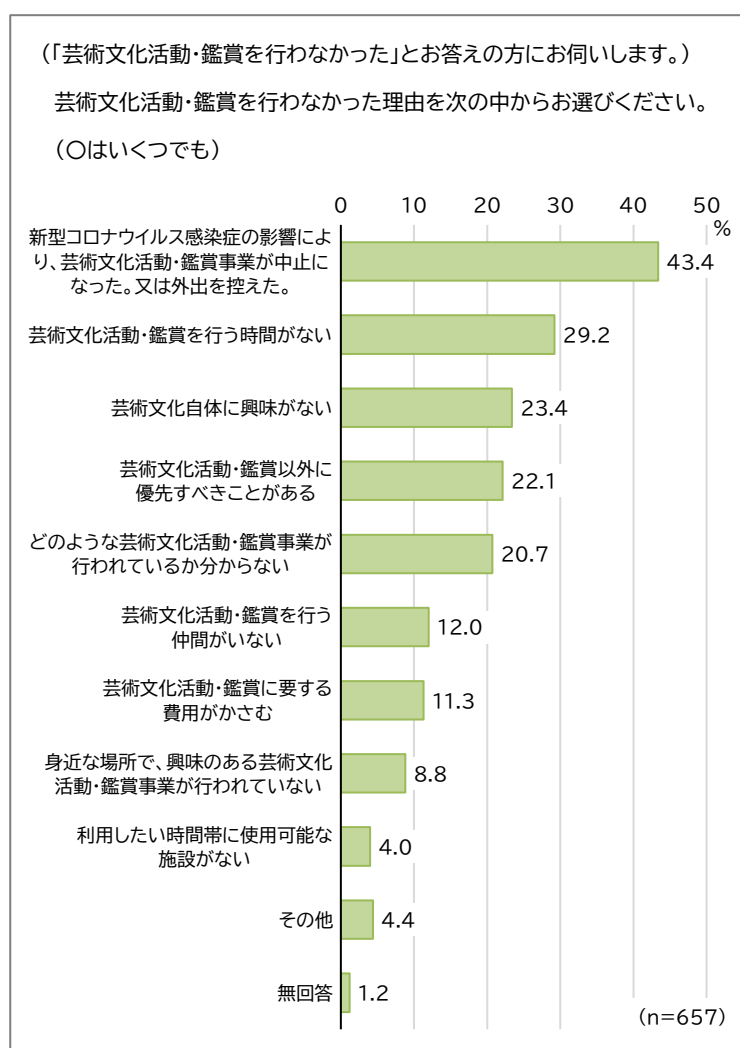


○芸術文化活動・鑑賞を行わなかった理由

「新型コロナウイルス感染症の影響により、芸術文化活動・鑑賞事業が中止になった。又は外出を控えた」が4割半ば近くで最も高く、次いで「芸術文化活動・鑑賞を行う時間がない」が29.2%となっています。

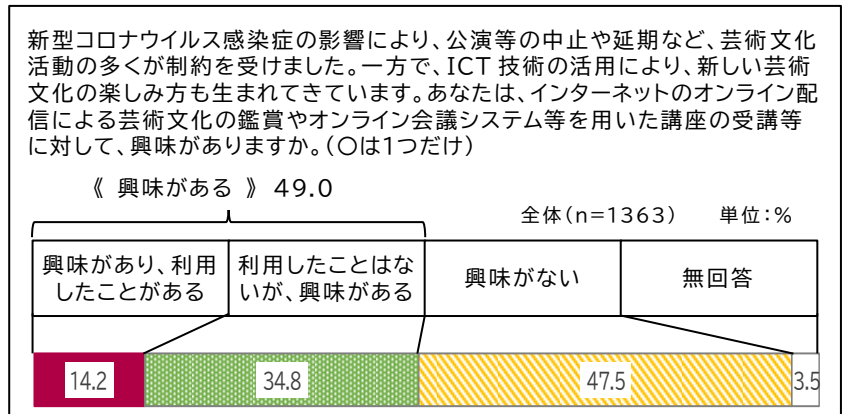
年代別では、特に60代以上で「新型コロナウイルス感染症の影響」による割合が高く、一方、30・40代で、「芸術文化活動・鑑賞を行う時間がない」、「芸術文化自体に興味がない」、「芸術文化活動・鑑賞以外に優先すべきことがある」の割合が高くなっています。

(年代別の調査結果については、「資料編6 第47回荒川区政世論調査(令和4年度)実施結果(詳細)」に記載しています。)



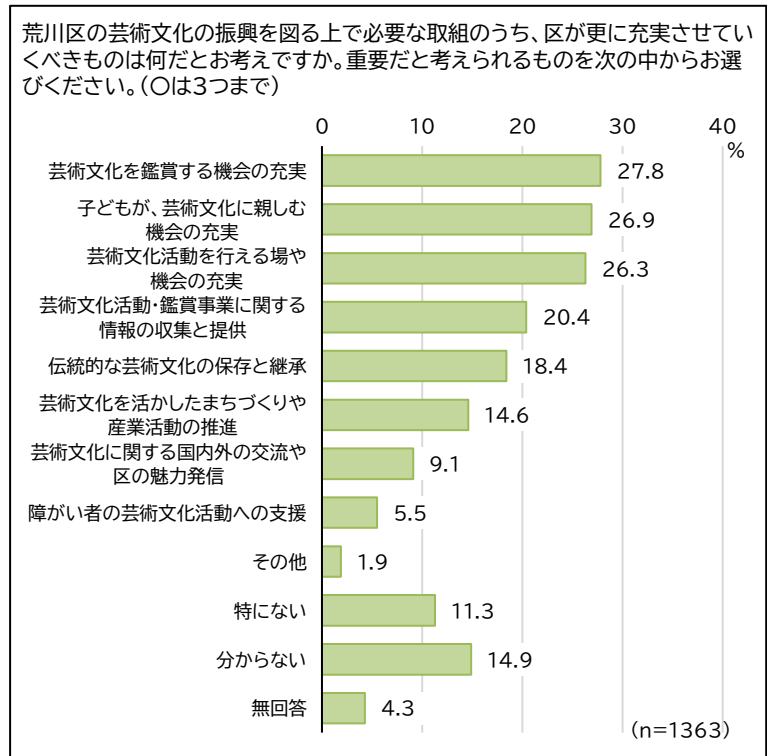
○オンラインによる芸術文化の鑑賞や講座受講への興味

「興味があり、利用したことがある」と「利用したことはないが、興味がある」を合わせると約5割が興味があると回答しています。全世代を通してオンラインによる芸術文化の鑑賞や講座の受講等への興味が3～6割となっています。



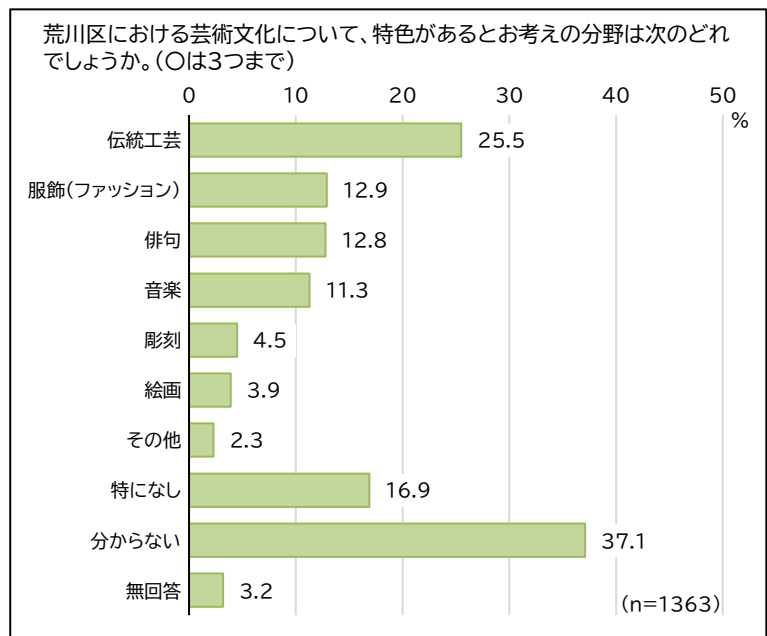
○区の芸術文化の振興のため充実させるべきもの

「芸術文化を鑑賞する機会の充実」が27.8%と最も高く、「子どもが、芸術文化に親しむ機会の充実」が26.9%、「芸術文化活動を行える場や機会の充実」が26.3%となっています。



○区の芸術文化で特色のある分野

区の特色ある芸術文化についての認知度については、「わからない」が37.1%と最も高くなっています。特色ある分野の中では、「伝統工芸」(25.5%)、が最も割合が高く、「服飾(ファッション)」(12.9%)、「俳句」(12.8%)と続いています。



3 第三次プランの取組状況

ここでは、平成31年(2019年)3月に策定した第三次プランで掲げた施策について、5つの基本目標ごとに、主な成果を整理し、世論調査の結果等を踏まえて、評価します。

基本目標1 区民の芸術文化活動を活性化する

1-1 芸術文化に触れ楽しむ機会の提供や環境の整備

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年(2020年)・3年(2021年)度は、音楽や演劇等の鑑賞事業などの多くの事業が中止・延期・規模縮小となり、区民の芸術文化活動が大きく制限されました。しかしながら、令和4年(2022年)度からは、一部の事業については、各種団体のガイドラインに基づく感染症対策を講じた上で、また、オンライン配信等の手法を活用しながら、子どもから高齢者まで、幅広い芸術文化の鑑賞事業等を再開しました。

文化施設等における音楽や演劇等の鑑賞事業や、区内各所に彫刻等の作品を設置し、二次元バーコードを整備することで、区民が身近に彫刻作品等を楽しむことができる機会を提供する「あらかわ街なか美術館」事業を開始するなど、区民が身近な場所で良質な芸術文化に触れる機会を提供しました。

また、町屋文化センターのリニューアルなど、区民が芸術文化活動を行う活動拠点や発表場所となる文化関連施設の整備・充実を図りました。

主な事業

○音楽や演劇等の鑑賞事業

(区内文化施設やふれあい館・ひろば館等での演奏や演劇等の公演)

○彫刻の街づくり事業

(区施設への彫刻作品等の設置、「あらかわ街なか美術館」の整備等)

○ギャラリーの貸出や文化関連施設等の整備・充実

・町屋文化センターふれあい広場等のリニューアル改修

・「^{わん わん わん}1-1-1ラウンジ」(サンパール荒川内)の活用(ラウンジコンサート等)等



▲若手アーティストによる無料のコンサート



▲あらかわ街なか美術館ワークショップ

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

- コロナ禍においては、デジタル技術を活用したオンライン配信等の新しい手法による、芸術文化の鑑賞や参加の機会が生まれました。
音楽や演劇等の鑑賞事業については、来場者が、演者と同じ空間を共有し、体感することを求めていることから、オンライン配信により完全に代替することは難しい状況もありましたが、芸術文化を学ぶ講座などの事業をオンライン開催するなど、様々な人が自宅等から気軽に参加することができる、新たな手法による鑑賞や活動への参加方法についてノウハウを蓄積することができました。
- 文化関連施設については、町屋文化センターのリニューアルに伴うギャラリースペース等の充実や街なかピアノの設置、そのピアノを活用したコンサート等を実施しました。また、サンパール荒川等文化関連施設へのWi-Fi環境整備や、施設運営を行う指定管理者との緊密な連携による共催事業や自主事業の取組の推進など、区民の活動拠点・発表場所となる環境整備の充実を図りました。
- 文化関連施設の老朽化に伴い、建物・設備の適切な改修・保守管理を行いつつ、長期保全を図っていく必要があります。

<区政世論調査結果から見える課題>

- 芸術文化活動・鑑賞の実施率について、「活動・鑑賞も行わなかった」が、48.2%と最も高く、次いで「鑑賞を行った」が39.1%、「活動を行った」が13.3%となっています。「活動・鑑賞も行わなかった」理由として、コロナ禍において「芸術文化事業が中止になった。又は外出を控えた」ことによるものが、特に60代以上で最も多くなっています。

そのため、コロナ禍を経て、区民が再び安心して芸術文化に触れ楽しむことができる機会をさらに充実させていく必要があります。

- 一方、30・40代では「芸術文化活動・鑑賞を行う時間がない」や「芸術文化活動以外に優先すべきことがある」の割合が高くなっています。この世代では子どもが芸術文化に親しむ機会を求める割合が高いことから、オンラインの活用や子どもを通じた芸術文化活動を推進するために、親子向けの事業の充実を図っていく必要があります。
- オンラインによる芸術文化の鑑賞や講座受講等への興味が約半数となっていることから、オンラインでの動画配信により楽しめる芸術文化の鑑賞事業や講座受講など、自宅等にしながら、気軽に芸術文化に親しむことができる機会を拡充していく必要があります。

1-2 情報内容・情報提供手段の充実

区民の芸術文化活動の活性化に寄与できるよう、様々な媒体を活用し、区民が求める情報内容の充実を図り、提供しました。

主な事業

- 区報、ホームページ、SNS による情報提供・情報発信
- ケーブルテレビ、区公式 YouTube チャンネル等を活用した映像によるまちの魅力発信 等



▲区公式 YouTube による発信

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

- 従来からの区報や情報誌等の紙媒体のほか、SNS や区公式 YouTube チャンネル等を通して、写真や映像を活用した情報提供を行うなど、情報発信内容の充実を図りました。区民に、より分かりやすく、より広く情報を伝えるためには、対象に応じて情報内容・提供手段をさらに工夫していく必要があります。

<区政世論調査結果から見える課題>

- 「芸術文化活動・鑑賞を行わなかった」理由として、「芸術文化自体に興味がない」が 23.4%、「どのような芸術文化活動・鑑賞事業が行われているか分からない」が 20.7%となっていることから、芸術文化に対する区民の興味喚起や区内で実施している芸術文化関連事業についてさらなる周知を図っていく必要があります。

1-3 区民や区民団体・関係団体との連携・支援

芸術文化団体や東京藝術大学、芸術家グループ等との連携事業の実施や活動支援を行いました。

芸術文化活動を行う区民や団体等と様々な事業で連携・協働を推進し、区民が主役となる芸術文化活動の一層の振興を図りました。

主な事業

○文化団体連盟との連携や支援事業

- ・荒川区文化祭や文化総合講座、「あらかわ子ども文化体験フェスタ」
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による芸術文化団体等への緊急支援事業

○俳句関連団体との連携事業（荒川区俳句連盟、松山市、区内学校等との連携）

○区内所在の美術団体、太平洋美術会との連携事業

（ディスカバーあらかわ「区内の風景・風物展」等）

○東京藝術大学と連携したコンサートやワークショップ等

○多くの地域活動団体等が参加した生涯学習フェスティバル



▲荒川区文化祭（邦楽大会）



▲ディスカバーあらかわ表彰式

【評価】

※凡例 ●：成果 ■：課題

- 令和2年（2020年）・3年（2021年）度には、コロナ禍において、芸術文化団体等の活動支援を行うため、芸術文化振興基金を活用し、荒川区文化団体連盟に加盟している団体や文化施設の利用団体に対して、地域での継続した事業を実施するための補助事業を実施しました。

<区政世論調査結果から見える課題>

- 「芸術文化の鑑賞を行った」（39.1%）と比較して、「芸術文化活動を行った」（13.3%）の割合が低いことから、今後は、芸術文化団体、芸術家グループ、大学、関係機関などと緊密に連携を図りながら、区民の主体的な芸術文化活動への参加・体験の機会を広げていく必要があります。

基本目標2 子どもの創造力を高める

2-1 優れた芸術に触れる機会の提供

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に令和2年(2020年)・3年(2021年)度は、小中学校での鑑賞事業や子どもを対象とした芸術文化体験事業等の多くが中止や規模縮小となり、子どもが優れた芸術文化に触れることができる機会が減少するなど大きな影響がありました。

しかし、令和4年(2022年)度からは、感染症対策を講じた上で事業を再開し、子ども達が小中学校や区文化施設、ふれあい館・ひろば館等の身近な場所で、音楽や演劇など本物の芸術文化に触れることができる機会を提供してきました。

主な事業

- オーケストラや落語など、小中学校における芸術文化鑑賞事業
- 親子で楽しむコンサート等の実施(公益財団法人荒川区芸術文化振興財団(ACC)事業等)
- ふれあい館・ひろば館における観劇事業 等



▲ゆいの森あらかわでの親子コンサート

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

- 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団(ACC)での事業や藝大連携コンサートなど、親子参加型の事業に対する区民のニーズが高いため、今後も引き続き充実を図っていく必要があります。

<区政世論調査から見える課題>

- 芸術文化を振興していくために区が充実させていくべき取組として、「子どもが、芸術文化に親しむ機会の充実」が26.9%と上位2番目に挙げられており、引き続き充実を図っていく必要があります。

2-2 子どもの芸術文化活動の推進

幼稚園や小中学校における芸術文化活動の一層の振興を図るため、芸術文化団体等と連携・協力を図りながら、伝統文化指導者派遣事業など伝統文化を学ぶ取組等を推進しました。また、学校と連携し、芸術文化活動に必要な物品の充実を図りました。

主な事業

- 学校パワーアップ事業
(書道や俳句づくり等、専門家を講師とした芸術文化体験事業)
- 伝統文化指導者派遣事業(公益財団法人荒川区芸術文化振興財団(ACC)事業)
- 伝統文化教育の環境整備事業(茶器、和楽器等の整備)
- あらかわ学校職人教室
- 産業技術高等専門学校や荒川工科高校(旧:荒川工業高校)と連携したロボットコンテスト等の体験教室等



▲産業技術専門学校と連携した体験教室
(「大きな紙ヒコーキを作って飛ばそう!」)



▲あらかわ学校職人教室

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

- 令和4年(2022年)度以降、感染症対策を講じつつ、地域の芸術文化団体等との連携により、書道や俳句、茶道・華道など、子どもが伝統文化を体験する機会の充実を図りました。また、東京藝術大学と連携した幼児期の教育事業を実施しました。
- 学校パワーアップ事業や伝統文化教育の環境整備事業を通して、学校での芸術文化活動に必要な物品の整備を行うなど、小中学校において子どもが芸術文化に触れる環境の充実を図りました。

<区政世論調査結果から見える課題>

- 芸術文化を振興していくために区が充実させていくべき取組として、「子どもが、芸術文化に親しむ機会の充実」が26.9%と上位2番目に挙げられており、引き続き充実を図っていく必要があります。(再掲)

2-3 創造性を育む基礎となる体験機会の充実

地域の芸術文化団体や東京藝術大学等と連携し、子どもの創造力を育む体験型事業の充実を図りました。

主な事業

- ゆいの森あらかわやふれあい館・ひろば館等における造形遊び等のワークショップ等の実施
- 荒川ふるさと文化館での夏休み子ども博物館
（「あらかわ職人教室」、「リトル学芸員」等の体験教室）



▲子ども対象のアートワークショップ

【評価】

※凡例 ●：成果 ■：課題

- ゆいの森あらかわやリニューアルした尾久図書館等の区施設において、芸術文化団体や芸術家グループ等と連携し、豊かで自由な創造力を育む基礎となる様々な体験型事業を展開しました。
- 子どものリアルな体験の機会は、子どもの創造性を育む上で特に重要であることから、これらの機会が損なわれることがないよう、今後も、芸術文化団体等と一層連携を深めながら、伝統文化の体験や各種ワークショップなど体験型の取組を引き続き充実させていく必要があります。

<区政世論調査結果から見える課題>

- 芸術文化を振興していくために区が充実させていくべき取組として、「子どもが、芸術文化に親しむ機会の充実」が26.9%と上位2番目に挙げられており、引き続き充実を図っていく必要があります。（再掲）

基本目標3 芸術文化を未来に継承する

3-1 伝統的文化の保存・継承と発信

伝統工芸保存会等との協働により伝統工芸技術等の保存・継承を図るとともに、その技術を映像で記録・保存し、区内外に発信しました。

主な事業

- 文化財の保護（区指定・登録文化財）
- 伝統工芸技術の記録・保存
「伝統に生きる—あらかわの工芸技術—」の制作・公開 等
- 伝統工芸技術継承者の育成支援（「匠育成事業」）
- 荒川マイスター表彰事業 等



▲「伝統に生きる—あらかわの工芸技術—」 ▲匠育成事業（修行に励む研修生）

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

- 荒川ふるさと文化館が中心となって、荒川区伝統工芸保存会等との協働により、文化財の保護や伝統工芸技術の動画等での記録・保存及び区公式 YouTube での発信、継承者の育成支援等を推進しました。
- 伝統工芸技術の継承については、匠育成事業の新規の希望者が減少傾向にあることから、広く伝統工芸技術及び育成支援事業のPRを行うとともに、引き続き支援事業を充実させ、希望者を募っていく必要があります。

<区政世論調査結果から見える課題>

- 区の芸術文化で特色のある分野について、「わからない」が37.1%と最も高く、次いで「伝統工芸」が25.5%となっています。
荒川区への誇りと愛着を育むため、区外に地域の魅力を発信するだけでなく、区内においても荒川区の財産である伝統工芸の魅力をさらに広く発信していく必要があります。

3-2 歴史や伝統を学び、体験する機会等の充実

「あらかわの伝統技術展」や荒川ふるさと文化館の「伝統工芸ギャラリー」での実演・体験事業「あらかわ座」の開催など、区民が、地域の歴史や文化、伝統工芸技術を学び、体験する機会を充実を図りました。

主な事業

○あらかわの伝統技術展

(令和3年(2021年)度は「あらかわ伝統工芸 Week」)

○あらかわ学校職人教室

○ふるさと文化館での「あらかわ職人道場」、「あらかわ座」等



▲あらかわの伝統技術展



▲あらかわ座(職人による実演や体験イベント)

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

● 区内外に荒川区の伝統工芸技術を発信し、体験してもらう機会である「あらかわの伝統技術展」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年(2020年)・3年(2021年)度は中止していましたが、その間、ゆいの森あらかわ等で「伝統工芸 Week」を開催し、区民に広くその技術を学び、体験する機会を提供しました。

令和5年(2023年)度には、4年ぶりに、コロナ禍以前と同等規模で開催し、区内小中学生のほか、区内外の多くの人々に荒川区の伝統工芸技術について学び、体験してもらう機会を提供したほか、荒川ふるさと文化館内にある「伝統工芸ギャラリー」での実演・体験事業「あらかわ座」も再開しました。

<区政世論調査結果から見える課題>

■ 世論調査結果では、区の芸術文化で特色のある分野について、「わからない」が37.1%と最も高く、次いで「伝統工芸」が25.5%となっています。

荒川区への誇りと愛着を育むため、区外に地域の魅力を発信するだけでなく、区内においても荒川区の財産である伝統工芸の魅力をさらに広く発信するとともに、区民がそれらの文化をさらに身近に感じられるよう、体験や学習の機会を拡充していく必要があります。

基本目標4 芸術文化で地域力を高める

4-1 芸術文化によるまちづくりの推進

荒川区の歴史や立地など、地域の文化的特色をいかした取組について、一層の充実を図りました。

主な事業

- 俳句文化振興事業（「あらかわ俳壇」等の投句事業、講座等）
- 俳句活用事業（俳句関連イベントの開催、ラッピング都電の運行等）
- 吉村昭記念文学館での企画展開催 等



▲中高生俳句バトルあらかわ



▲吉村昭記念文学館

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

- 区では平成 27 年（2015年）3 月に荒川区俳句のまち宣言を行い、それ以降、区内の俳句文化振興及び俳句活用事業による区内外へのPRを推進してきました。

投句事業「あらかわ俳壇」への投句数は年々増加しており、区内の俳句文化の振興が着実に進んでいます。また、令和5年（2023年）度からは、区主催俳句事業の最優秀句の中から年間大賞を選定し、表彰する「あらかわ俳句アワード」を創設し、区民等が俳句に触れる機会を創出しています。

- 吉村昭記念文学館では、著名人を起用した朗読会や様々な分野の講師による講演会、子ども向けのイベント等を通じ、幅広い層に文学に触れる機会を提供しました。

また、コロナ禍において初のウェブ展示を実施するなど、従来とは異なる取組も実施しました。

<区政世論調査結果から見える課題>

- 区の芸術文化で特色のある分野として「俳句」を認識している区民の割合は、12.8%であり、区内での認知度には課題があるといえます。

荒川区への誇りと愛着を育み、これらの文化をいかした魅力ある地域づくりを推進していくためには、区民にとって俳句をさらに身近に感じられる取組を展開していく必要があります。

4-2 芸術文化を暮らしや産業活動にいかす

地域の芸術文化団体や事業者と連携したファッション関連イベントの実施など、芸術文化の力を暮らしや産業活動にいかす取組を推進しました。

主な事業

- 日暮里ファッションデザインコンテスト
- 障がい者の芸術文化活動・心身の活力を高める取組の推進
(さくら教室(荒川区心身障がい者青年教室)等での音楽や創作活動、作品展の開催等)
- 芸術文化を通じたモノづくりの推進(新製品・新技術開発補助) 等



▲日暮里ファッションデザインコンテスト



▲さくら教室作品展

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

- 日暮里ファッションデザインコンテストについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年(2020年)度以降、実施方法をファッションショー方式から、展示形式に変更し開催しています。
- 令和3年(2021年)に新たにオープンした日暮里地域活性化施設「ふらっとにっぽり」を拠点に、地域の事業者等と連携し、芸術文化の力を魅力的なまちづくりにいかしながら、「繊維の街・ファッションの街 日暮里」の定着を推進しています。
- 障がい者の芸術文化活動・心身の活力を高める取組として、アートセラピーや作品展の開催等を実施しています。令和5年(2023年)3月に、国の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」が策定されたことを受けて、取組を更に拡充する必要があります。

<区政世論調査結果から見える課題>

■ 区の芸術文化で特色のある分野として「服飾（ファッション）」を認識している区民の割合は12.9%であり、区内での認知度には課題があるといえます。

荒川区の特色のひとつ、服飾・繊維関連店舗の集積地「日暮里繊維街」と連携しながら、ファッション関連イベント等をさらに充実するなど、区民にとってファッションをさらに身近に感じられる取組を展開していく必要があります。

4-3 多文化共生の推進

海外友好都市との交流事業のほか、区内の外国人住民の生活を支援する事業や地域交流事業等を通じて、様々な文化に親しむことができる環境づくりを推進しました。

主な事業

- 海外友好都市交流事業（ウィーン市ドナウシュタット区との高校生相互派遣事業等）
- 在住外国人支援事業（日本語教室・日本語サロン、通訳ボランティア養成、外国人のための防災講座等 荒川区国際交流協会主催事業）
- 外国人住民との地域交流事業（国際交流バスハイク、茶道・華道教室、外国人による日本語スピーチ大会等 荒川区国際交流協会主催事業）等



▲日本語教室



▲華道教室

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

● 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）～4年（2022年）度は、海外友好都市との交流事業や区内の在住外国人支援・交流事業の多くが中止となりました。

一方で、ウィーン市ドナウシュタット区高校生相互派遣事業や外国人住民による日本語スピーチ大会では、オンラインでの動画を通じた交流や発信を行うなど新たな手法による事業を実施しました。

- コロナ禍により一時的に減少したものの、在住外国人や来訪観光客が増加傾向にあり、区内のグローバル化が進む中、外国人住民の日本語学習支援や交流事業を一層充実させていく必要があります。

基本目標5 荒川区の魅力を発信する

5-1 観光との連携による区のPRの推進

歴史や伝統工芸、モノづくり産業など、荒川区が持つ地域の魅力を区内外に積極的に発信したほか、魅力をPRできるボランティア人材の育成を図りました。

主な事業

○観光ボランティアガイド活動の推進

○モノづくり見学・体験スポット事業

（新型コロナウイルス感染症の影響による、在宅でのモノづくり体験「おうちでモノづくりキット」事業、東京駅付近 KITTE 内にて「あらかわモノスポ」開催）

○まちあるきマップ等の配布 等



▲「あらかわモノスポ」



▲まちあるきマップ等の多様なパンフレット

【評価】

※凡例 ●:成果 ■:課題

- コロナ禍において、観光関連事業の多くが中止となりましたが、オンラインを活用した俳句活用事業や在宅でも実施可能な「おうちでモノづくりキット」事業等を実施しました。また、令和4年（2022年）度からは、区民ボランティアによるガイド活動を再開し、まちあるきマップの作成、各種のイベント開催など、観光文化の観点から区の魅力の発信を図りました。

5-2 都市交流の推進

区内の芸術文化団体の交流都市への派遣など、芸術文化を通じた都市交流の推進を図りました。

主な事業

- あらかわキャラバン事業（区を代表する芸術文化団体を交流都市へ派遣し、現地公演等を行ってもらうことによる民間団体の文化交流事業）
- 「交流都市フェア」の開催（令和2年（2020年）～4年（2022年）度はオンライン開催）
- 自然体験を通じた交流事業（交流都市への区民ツアー） 等



▲交流都市フェア



▲稲作体験交流事業

【評価】

※凡例 ●：成果 ■：課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）～4年（2022年）度は、国内交流都市との交流事業の多くが中止となりましたが、日暮里駅前ひろばで開催していた「交流都市フェア」や潮来市との稲作体験交流などについて、オンラインを活用した交流事業を継続しました。
- 今後も、荒川区の魅力を他自治体へ発信する機会として、芸術文化等を通じた人的な都市間交流をさらに活発化させていく必要があります。

5-3 荒川区らしさの発掘・発信

荒川区の歴史や伝統工芸などをいかした事業を実施するとともに、都内唯一の公営遊園地である荒川遊園のリニューアルオープンなど、地域の魅力を広く区内外に発信しました。

主な事業

- 荒川遊園のリニューアル
- 太田道灌魅力発信事業（日暮里道灌まつりの開催）
- 魅力ある芸術文化イベントの企画を区内から広く募集し、優れた企画に対し、実施に向けた支援を実施する「文化イベント企画応援プロジェクト」等



▲リニューアルした荒川遊園



▲太田道灌魅力発信事業（道灌まつり）

【評価】

※凡例 ●：成果 ■：課題

- 地域の魅力発信は、新たなにぎわい創出に寄与するとともに、自らの地域の文化に対する誇りや愛着の醸成につながることから、引き続き、荒川区独自の文化・荒川区らしい魅力を発掘し・発信していく必要があります。
- 太田道灌や荒川遊園など、荒川区がもつ地域の魅力をいかしたイベントを開催し、区内外に広く発信しました。

第IV章 基本的な考え方

- 1 基本理念と3つのキーワード
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

1 基本理念と3つのキーワード

基本理念

これまで、第三次プランでは、基本理念を「区民が主役の芸術文化の振興により区民の幸福実感を高め、荒川区の魅力を内外に発信することで、区民・生活・地域が芸術文化でつながるまちを創る。」と定め、芸術文化振興施策の推進に努めてきました。

第三次プランで取り組んできた各種の施策については第III章で整理したとおりですが、計画期間中の令和2年(2020年)度から令和4年(2022年)度までは、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の中止や延期、規模縮小等を余儀なくされ、社会状況等も含め、第三次プランの策定時に描いていた5年間とは異なるものとなりました。

今後5年間は、コロナ禍により大きく変化した社会状況や新しい生活様式のもとで、一時的に停滞を余儀なくされた区の芸術文化の再生・復興を図る重要な時期と捉え、第三次プランで掲げた基本理念を引き継ぎ、第四次プランの基本理念を次のとおり定めます。

- 第三次プランの成果
- 新型コロナウイルス感染症の影響からの復興

第四次プランの基本理念

区民が主役の芸術文化の振興により、
区民の幸福実感を高めるとともに、
荒川区の魅力を内外に発信し、
区民・生活・地域が芸術文化でつながるまちを創る

3つのキーワード

第三次プランでは、基本理念の実現に向けたキーワードを「ひろげる」「たかめる」「つなぐ」と定めて、芸術文化振興施策を推進してきました。

区民の芸術文化活動の振興において、主体的に活躍する区民を応援し裾野を「広げる」こと、芸術文化の水準や魅力を「高める」こと、芸術文化のチカラで人と人、人・くらし・まちを「つなぐ」ことを目指すという視点は、引き続き非常に重要です。第四次プランにおいても、3つのキーワードを継続し、芸術文化振興基金（平成 28 年（2016 年）度創設）の活用を図るなどしながら、内容の充実に取り組みます。

【 ひろげる 】 芸術文化の裾野を広げる ～すべての区民が主役になる～

日常生活の中で芸術文化に触れることで、芸術文化への関心を持つきっかけが生まれます。また、未来を担う子どもの世界を広げることにつながります。子どもから高齢者まで、すべての区民に芸術文化に対する親しみを持ってもらえるよう、芸術文化に触れる機会を身近な場所に増やすとともに、学校や地域等における芸術文化の「学び」の機会の充実を図ります。

【 たかめる 】 芸術文化の水準をより高める

～次代の文化の創造と荒川区らしさを発信する～

地域の伝統文化や伝統技術など、幅広い芸術文化における優れた技術を継承し、伝える取組を通して、次世代の担い手の育成を図ります。また、新しい分野と連携した取組等により、芸術文化の新たな価値を創造し、荒川区における芸術文化の水準を更に高め、古き良き伝統と新たな芸術文化が溶け合う区の魅力を区内外に向け発信します。

【 つなぐ 】 芸術文化でつなぐ ～区民・生活・地域を芸術文化でつなぐ～

芸術文化には、新たな文化や価値を創造する力に加え、人と人とを結びつける力があります。多様性を認め合い、地域コミュニティの一層の活性化を目指し、区内の芸術文化関連団体やACC等との連携強化を図り、より多くの区民が芸術文化活動に主体的に参加するきっかけや仕組みづくりを推進します。芸術文化の持つ力を活用して地域全体の活力を高め、区民・生活・地域をつなぎ、未来におけたまちづくりに取り組みます。

2 基本目標

第四次プランにおいて達成すべき基本目標は、これまでの第三次プランの成果や評価、社会状況の変化、関係法令の改正等を踏まえた上で、これを継続することとし、下記の5つの目標を定めます。

基本目標1

区民の芸術文化活動を活性化する

区民や関係団体等との連携を推進し、身近な場所で芸術文化に触れる機会や活動場所等の環境整備を図ることで、より一層の区民の芸術文化活動の活性化を推進します。多くの人々が芸術文化に触れる機会を増やすため、デジタル技術等も活用し、芸術文化に関するイベントや地域の芸術文化活動の情報を積極的に発信します。

基本目標2

子どもの創造力を高める

未来の鑑賞者・活動者となる子どもの創造力・想像力を高めるため、優れた芸術に継続して触れる機会や、子どもの自由な発想を育む基礎となる体験等の取組を推進します。また、芸術文化と教育分野の一層の連携強化を図ります。

基本目標3

芸術文化を未来に継承する

荒川区が世界に誇る伝統工芸技術や区民が支える伝統芸能等、江戸時代から長い時間をかけて育まれてきた伝統文化やモノづくりに関する技術や魅力を、継承者の育成や区民の体験機会の充実等により、未来へと継承し、区内外に積極的に発信していきます。

基本目標4

芸術文化で地域力を高める

「読書のまちづくり」や「俳句のまち」など地域の特色をいかした取組を進めるとともに、芸術文化が生み出す様々な価値を活用して、産業やまちづくりなど、他分野との連携により、地域の活性化を図ります。また、誰もが芸術文化を楽しみ、活動に参加しやすい環境の整備を推進します。

基本目標5

荒川区の魅力を発信する

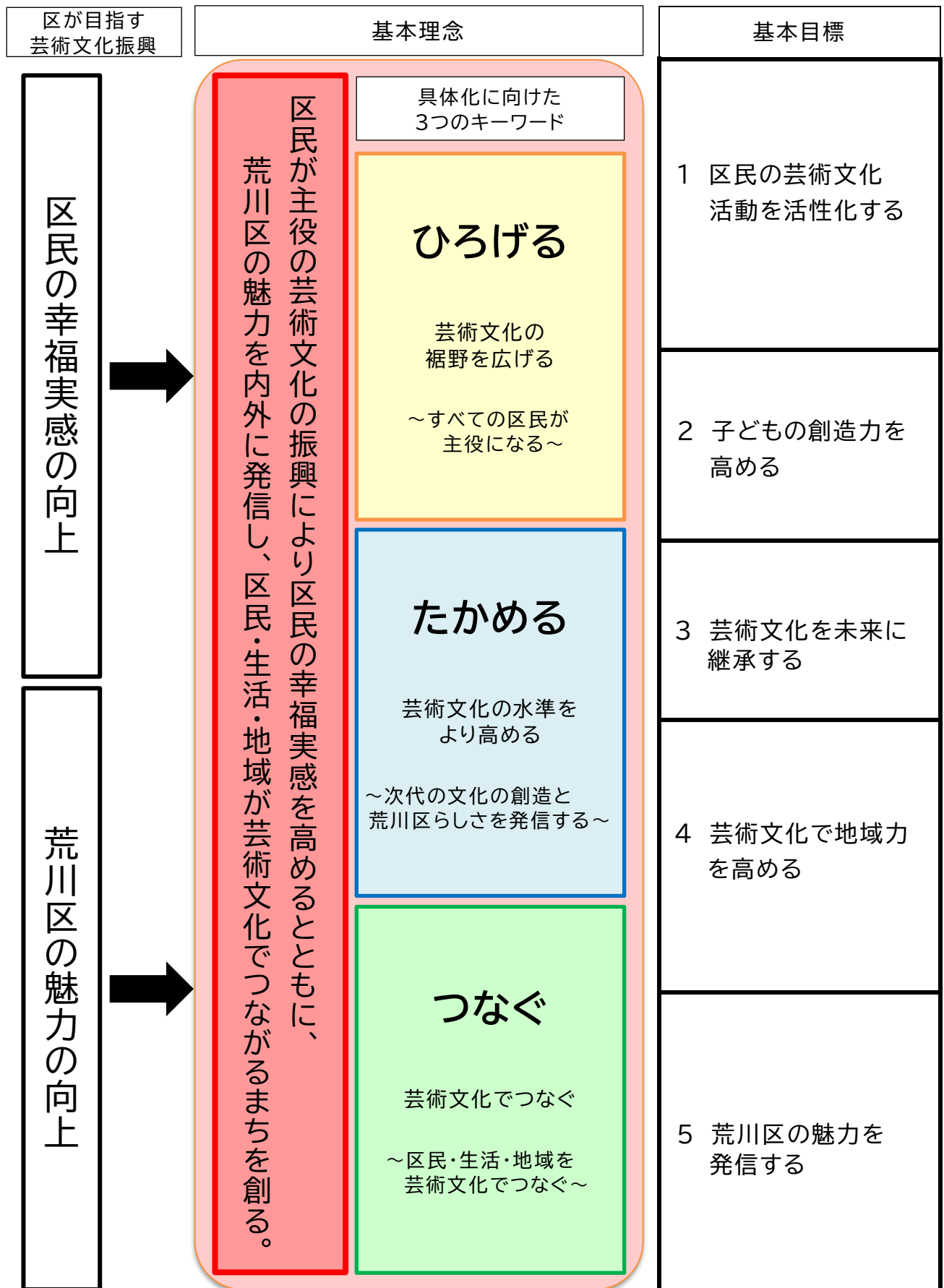
観光と連携したPRを進めるとともに、芸術文化を通じた都市間交流を推進していきます。また、区の地域資源をいかした取組を推進し、荒川区がもつ地域の魅力

を区内外へ積極的に発信していきます。

【芸術文化振興プラン[第四次]の全体像】



3 施策の体系



★重点施策について(★マーク部分)

各施策のうち、区民の芸術文化活動を後押しする施策や荒川区ならではの特色ある文化を区民が更に身近に感じられるように推進する施策を重点施策と位置付け、特に重点的かつ優先的に推進していきます。

施 策 ★は重点施策	主な取組等
1-1 芸術文化に触れ楽しむ機会の提供 や環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽や演劇等に親しむ機会の充実 ・街なかで気軽に芸術文化を楽しむことができる環境づくり ・文化関連施設の整備・充実
1-2 デジタル技術等を活用した 情報提供・発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化に関する広報誌等の発行 ・区報、ホームページ、SNS による情報提供・情報発信 ・映像によるまちの魅力発信 ・デジタル技術の活用
1-3 区民や区民団体、関係団体との ★ 連携・活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・区民団体との連携事業の推進・活動支援 ・その他の関係団体との連携事業の推進 ・区民が主体的に学び、参加・体験する取組の推進
2-1 優れた芸術に触れる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小中学校における芸術文化の鑑賞事業 ・区施設での音楽や観劇等の鑑賞事業
2-2 創造性を育む芸術文化活動の推進 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小中学校における体験事業 ・芸術文化活動の環境整備 ・区施設での体験機会の充実
3-1 伝統文化の保存・継承と発信	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護 ・伝統芸能・伝統工芸技術の記録・保存 ・伝統工芸技術継承者の育成 ・荒川マイスター表彰事業
3-2 歴史や伝統文化を学び、 ★ 体験する機会等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統工芸技術を学び、体験する取組 ・地域の歴史や伝統文化等を学び、体験する取組
4-1 芸術文化をいかした地域の活性化 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・読書のまちづくりの推進 ・俳句文化振興事業・俳句活用事業 ・芸術文化をいかした産業の活性化 ・芸術文化をいかしたまちづくり
4-2 多様な主体の参加・交流の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加できる事業の充実 ・誰もが利用しやすい文化関連施設等の環境整備 ・障がい者の芸術文化活動の推進 ・高齢者の芸術文化活動の推進 ・外国人住民支援・交流事業
5-1 観光との連携による区のPR の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティアガイド活動の推進 ・PR パンフレット等の配布 ・モノづくり見学・体験スポット事業
5-2 都市交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国内都市との交流事業 ・海外都市との交流事業 ・民間団体の交流支援
5-3 荒川区らしさの発掘・発信 ★	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川遊園を通じた魅力発信 ・吉村昭記念文学館を通じた魅力発信 ・荒川ふるさと文化館を通じた魅力発信 ・太田道灌を通じた魅力発信

重点施策について

各施策のうち、区民の芸術文化活動を後押しするきっかけとなるような体験・活動支援や、読書のまちづくりや伝統工芸技術、俳句など、荒川区ならではの特色ある文化を区民が更に身近に感じられるような取組を重点施策と位置付け、特に重点的かつ優先的に推進していきます。

- 施策1-3 区民や区民団体、関係団体との連携・活動支援
- 施策2-2 創造性を育む芸術文化活動の推進
- 施策3-2 歴史や伝統文化を学び、体験する機会等の充実
- 施策4-1 芸術文化をいかした地域の活性化
- 施策5-3 荒川区らしさの発掘・発信

第V章 施策の展開

I 基本目標に基づく施策と取組

1 基本目標に基づく施策と取組

基本目標に基づく各施策と取組については、第三次プランにおける取組の成果や評価、社会状況の変化、法令改正等を踏まえた上で、次のとおり定めることとします。




基本目標1

区民の芸術文化活動を活性化する

施策1-1 芸術文化に触れ楽しむ機会の提供や環境の整備

【 施策の方向性 】

- コロナ禍を経て、芸術文化は、人々に安らぎや希望をもたらす存在として再認識されたことから、子どもから高齢者まで、すべての区民が芸術文化に触れ楽しむことができる機会を一層充実させていきます。
- 区民が芸術文化に親しむ機会を広げるため、音楽や演劇等を、身近な場所で気軽に鑑賞できる事業を更に充実させるとともに、街なかで彫刻作品などの芸術文化を楽しむことができる環境整備を推進します。
- デジタル技術の進展等によるオンラインを活用した事業など、コロナ禍で蓄積したノウハウを今後も必要に応じて活用していきます。
- 区民の主体的な活動を支援するため、区民の芸術文化活動や発表場所となる文化関連施設等について、ハード及びソフトの両面から更に充実を図ります。
ハード面については、建物・設備の適切な保守管理を行っていくとともに、経年劣化を踏まえた計画的な設備更新等を図っていきます。
開館から 25 年を経過した荒川ふるさと文化館・南千住図書館では大規模改修を進め、社会環境や利用者ニーズの変化を踏まえた機能の拡張を図り、「地域文化の交流・発信拠点」として魅力ある施設空間・環境の整備を図っていきます。
また、ソフト面についても、利用者のニーズにあわせた利用方法やサービスの向上を図っていきます。
- 新たな文化交流拠点として、西日暮里駅前再開発地区における文化交流施設の整備に向けた取組を進めていくほか、現在、三河島北地区再開発事業において整備を進めている多目的アリーナについては、スポーツ事業をはじめ、様々な芸術文化活動や各種興行、イベント等の会場として活用を図っていきます。













主な取組とキーワードの関係性		
ひろげる	たかめる	つなぐ
		

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 音楽や演劇等に親しむ機会の充実		
音楽や演劇等の鑑賞事業	ACC	 
東京藝術大学連携事業（音楽分野） （連携コンサート）	文化交流推進課	 
日唄親善リサイタル	文化交流推進課(国際交流協会)	  
特別養護老人ホームや高齢者サービスセンター等へのアーティスト派遣事業	ACC	  
ふれあい館・ひろば館や学校、区内の各種祭りの場等での音楽に親しむ機会の充実	区民施設課、児童青少年課、指導室、観光振興課	  
(2) 街なかで気軽に芸術文化を楽しむことができる環境づくり		
彫刻の街づくり事業 （街なか美術館の整備）	文化交流推進課	 
写真・絵画等の展覧会	ACC	 
区民が参加しやすい事業の実施 （無料で参加できるコンサート等）	文化交流推進課、ACC	
(3) 文化関連施設の整備・充実		
区民会館（サンパール荒川）等 文化施設の利用促進・機能充実	文化交流推進課	 
ギャラリーの貸出	文化交流推進課、生涯学習課	 
わんわんわん 1-1-1ギャラリー・ラウンジの活用	文化交流推進課	 
生涯学習センターの利用促進・ 機能充実	生涯学習課	  
町屋文化センターやひろば館・ふれあい館等の利用促進、機能充実	生涯学習課、区民施設課、スポーツ振興課	 
サンパール荒川の建替えに向けた検討	文化交流推進課	  
荒川ふるさと文化館・南千住図書館の改修	生涯学習課・地域図書館課	  
新たな文化施設等の整備	文化交流推進課、スポーツ振興課	  

施策1-2 デジタル技術等を活用した情報提供・発信の充実

【 施策の方向性 】

- 芸術文化の情報提供・発信については、区民の芸術文化活動の活性化に寄与できるよう、区報や区ホームページの他、荒川区芸術文化振興財団（ACC）が作成する情報誌やホームページ等で、よりわかりやすく行っていきます。
- SNSを含む多角的な情報媒体により、タイムリーで充実した情報発信を行っていきます。
- パソコンやスマートフォンの普及等とともに、コロナ禍を経て急速に進展しているデジタル技術を活用した情報提供・発信を推進していきます。例えば、イベント等の動画配信のほか、吉村昭記念文学館等で保有する資料の一部について、クラウド型収蔵品管理システムを活用した公開や VR 技術を活用した展示公開等、オンラインコンテンツの充実を図っていきます。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 芸術文化に関する広報誌等の発行	生涯学習課、観光振興課、ACC	  
(2) 区報、ホームページ、SNSによる情報提供・情報発信	文化交流推進課、生涯学習課、ゆいの森課、地域図書館課、観光振興課、広報課、ACC 他	  
(3) 映像によるまちの魅力発信	文化交流推進課、観光振興課、広報課 他	  
(4) デジタル技術の活用	文化交流推進課、生涯学習課、ゆいの森課、経営支援課、広報課 他	  

施策1-3 区民や区民団体、関係団体との連携・活動支援 ★

【 施策の方向性 】

■ 区民の主体的な芸術文化活動の活性化のため、荒川区芸術文化振興財団（ACC）はもとより、区民、芸術文化団体、地域で活動する芸術家集団や若手アーティスト、大学、関係機関等との協働・連携を更に深め、様々な芸術文化事業を推進していきます。

また、推進にあたっては、若い世代をはじめとする様々な感性やアイデアをいかしていくほか、芸術文化に関わる多様な主体が連携・交流していくことで、新たな発想が生まれ、活動の広がりにつながるよう支援を進めます。

■ 区で活動する芸術文化団体等の活動が、より多くの区民の目にふれ、区民の新たな活動の広がりにつながるよう、活動や発表の場の充実など、引き続き芸術文化団体等への活動支援に取り組んでいきます。

また、新型コロナウイルス感染症により、区民の芸術文化活動が大きな影響を受けた経験を踏まえ、今後非常時において、芸術文化団体の活動継続が困難となった場合に、必要な支援を迅速に届ける取組を行っていきます。

■ 芸術文化事業の推進にあたっては、区民が主体的に学び、参加・体験できる事業の拡充を図ります。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 区民団体との連携事業の推進・活動支援		
荒川区文化祭	生涯学習課	● ▲ □
荒川区文化総合講座への支援	生涯学習課	● ▲ □
あらかわ子ども文化体験フェスタへの支援	生涯学習課	● ▲ □
伝統文化親子教室 (文部科学省補助事業)への支援	生涯学習課	● ▲ □
ディスカバーあらかわ 「区内の風景・風物展」	文化交流推進課	● ▲ □
太平洋美術展(荒川区長賞)	文化交流推進課	▲ □
東京荒川少年少女合唱隊への支援	文化交流推進課、ACC	● ▲ □
あらかわ伝統工芸ギャラリーの運営	生涯学習課	● ▲ □
芸術文化団体等への活動支援	文化交流推進課、生涯学習課、ACC	● ▲ □

主な事業等		所管課等	キーワード
	社会教育関係団体の登録	生涯学習課	● ▲ □
	文化活動等相談事業	文化交流推進課、生涯学習課、ACC	● ▲ □
(2) その他の関係団体との連携事業の推進			
	東京藝術大学連携事業(音楽分野) (連携コンサート)[再掲]	文化交流推進課	● ▲
	東京藝術大学連携事業(美術分野)	文化交流推進課	● ▲
	日澳親善リサイタル[再掲]	文化交流推進課(国際交流協会)	● ▲ □
	俳句関連団体との連携	文化交流推進課、ゆいの森課	● ▲ □
	NPO団体等との協働	文化交流推進課、ACC	● ▲ □
(3) 区民が主体的に学び、参加・体験する取組の推進			
	生涯学習センター(生涯学習フェスティバル等)	生涯学習課	● ▲ □
	生涯学習センター「荒川コミュニティカレッジ」	生涯学習課	● ▲ □
	生涯学習センター「区民カレッジ」	生涯学習課	● ▲ □
	文化イベント企画応援プロジェクト	ACC	● ▲ □
	区民が出演者として参画する取組への支援(JAZZ in ARAKAWA、荒川第九演奏会、吹奏楽のつどい等)	ACC	● ▲ □
	自然体験事業	文化交流推進課、生涯学習課、環境課	● ▲ □

基本目標2

子どもの創造力を高める

施策2-1 優れた芸術に触れる機会の提供

【 施策の方向性 】

- 子どもの豊かで自由な創造力を育み、高めるため、小中学校において、音楽や観劇など本物の芸術文化に親しむ教育の推進を図ります。また、学外においても、区内文化施設などの身近な場所で、優れた芸術文化に触れることができる機会の更なる充実を図っていきます。
- 幼児期から芸術文化に触れることができる機会や、子どもを通して親も芸術文化に触れることができる親子参加型の事業等を更に充実させていきます。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 幼稚園・小中学校における芸術文化の鑑賞事業	学務課、ACC	● ▲
(2) 区施設での音楽や観劇等の鑑賞事業		
文化施設での音楽や観劇等の鑑賞の機会の提供	ACC	● ▲
ふれあい館・ひろば館での音楽や観劇等の鑑賞の機会の提供	区民施設課、児童青少年課	● ▲ □
デジタル技術の活用[再掲]	文化交流推進課ほか	● ▲
東京藝術大学連携事業(音楽分野) (連携コンサート)[再掲]	文化交流推進課	● ▲

施策2-2 創造性を育む芸術文化活動の推進 ★

【 施策の方向性 】

- 自分の手でモノを作ったり、伝統文化等を体験する活動は、子どもの創造力を豊かに育む基礎となります。こうした体験活動について、今後も、地域の芸術文化団体、芸術家、大学等との一層の連携・協力により、地域の人材との交流を図りながら推進していきます。
- 幼稚園、小中学校において、創作活動や伝統文化等を学び、体験する取組を引き続き推進します。また、学校と連携を図り、芸術文化活動に必要な物品の充実等、子どもの芸術文化活動の環境整備を図ります。
- 学外での事業についても、ゆいの森あらかわやひろば館等の身近な区施設において、幅広い分野において、子どもに豊かで自由な創造力を育む基礎となる体験機会を、引き続き提供していきます。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 幼稚園・小中学校における体験事業		
学校パワーアップ事業等における、芸術文化に関する各学校での特色ある取組	指導室、学務課	● ▲
あらかわ学校職人教室	生涯学習課	● ▲ ■
日本の伝統文化指導者派遣事業	ACC	● ▲ ■
(2) 芸術文化活動の環境整備		
伝統文化教育の環境整備	文化交流推進課、学務課	● ▲
(3) 区施設での体験機会の充実		
東京藝術大学と連携した子ども対象のワークショップ	文化交流推進課	● ▲
ゆいの森あらかわにおける子ども対象のワークショップ	ゆいの森課	● ▲
保育園やふれあい館・ひろば館、子育て交流サロンにおける子ども対象のワークショップ	保育課、区民施設課、児童青少年課、子育て支援課	● ▲

主な事業等	所管課等	キーワード
子ども囲碁大会	ACC	● ▲
夏休み子ども博物館	生涯学習課	● ▲
あらかわ子ども文化体験フェスタへの支援[再掲]	生涯学習課	● ▲ ■
少年少女体験教室(ロボットコンテストほか)	生涯学習課	● ▲ ■
伝統文化親子教室への支援 [再掲]	生涯学習課	● ▲ ■
自然体験事業[再掲]	文化交流推進課、生涯学習課 環境課	● ▲ ■
あらかわりサイクルセンターの工房・教室	清掃リサイクル推進課	● ▲
各種ポスターコンクールの開催	環境課、選挙管理委員会事務局	● ▲






















基本目標3

芸術文化を未来に継承する

施策3-1 伝統文化の保存・継承と発信

【 施策の方向性 】

- 伝統文化の保存・継承については、郷土への誇りと愛着を育むため、区民団体等との協働により、文化財の保護や伝統芸能・伝統工芸技術等の保存・継承を引き続き推進していきます。
- 区の伝統工芸技術・伝統工芸品について普及促進を図るため、PR や販売支援の取組を進めていきます。また、高い技術を有する専門技能者の継承者育成支援についても、区民団体等との連携や支援事業についての発信により、引き続き推進していきます。
- 区の財産である文化財や伝統文化・伝統工芸技術の魅力について、映像の活用など、事業周知に工夫を重ね、更に区内外に広く発信していきます。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1)文化財の保護	生涯学習課	  
(2)文化財保護推進員の活動	生涯学習課	  
(3)伝統芸能・伝統工芸技術等の記録・保存	生涯学習課	  
(4)伝統工芸技術継承者の育成	生涯学習課	  
(5) 伝統技術・伝統工芸品の PR・販売支援		
あらかわ伝統工芸ギャラリーの運営[再掲]	生涯学習課	  
あらかわ座市への支援、産業観光推進事業でのPR等	生涯学習課、観光振興課、総務企画課、経営支援課	  
(6)荒川マイスター表彰事業	経営支援課	  

施策3-2 歴史や伝統文化を学び、体験する機会等の充実 ★

【 施策の方向性 】

■ 小中学生を含む区民が、伝統工芸技術等について学び、体験する場として、また、区内外に伝統工芸技術を広くPRする場として、区民団体との連携により、「あらかわの伝統技術展」を引き続き開催していきます。

また、学校でのあらかわ学校職人教室、荒川ふるさと文化館内の伝統工芸ギャラリーでの実演・体験事業のほか、ゆいの森あらかわ等の区施設を活用し、区民が伝統工芸技術に触れ、学び、体験する機会の拡大を図っていきます。

■ 伝統工芸技術のほか、地域の歴史や伝統文化等を学び、体験する機会として、荒川ふるさと文化館での展示や生涯学習センターでの各種講座等の一層の充実を図っていきます。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 伝統工芸技術を学び、体験する取組		
あらかわの伝統技術展	生涯学習課	● ▲ ■
あらかわ伝統工芸ギャラリーでのあらかわ座 (実演と体験等のワークショップ)	生涯学習課	● ▲ ■
あらかわ学校職人教室[再掲]	生涯学習課	● ▲ ■
伝統工芸技術の体験学習「あらかわ職人 道場」	生涯学習課	● ▲ ■
(2) 地域の歴史や伝統文化等を学び、体験する取組		
生涯学習センター「荒川コミュニティカレッジ」 (地域の歴史を知る講座)	生涯学習課	● ▲ ■
荒川区文化総合講座への支援[再掲]	生涯学習課	● ▲ ■
荒川ふるさと文化館 常設展示の充実	生涯学習課	● ▲
荒川ふるさと文化館 企画展等	生涯学習課	● ▲
荒川ふるさと文化館 区内の地域史を学ぶ 「地域史講座」等	生涯学習課	● ▲
あらかわ子ども文化体験フェスタへの支援 [再掲]	生涯学習課	● ▲ ■
中学生を対象とした伝統文化鑑賞事業	ACC	● ▲

	日本の伝統文化指導者派遣事業[再掲]	ACC	  
	モノづくり見学・体験スポット事業	観光振興課	  

基本目標4

芸術文化で地域力を高める

施策4-1 芸術文化をいかした地域の活性化 ★

【 施策の方向性 】

■ 荒川区の歴史や文化財、立地など、地域の特色をいかした取組を進めるとともに、芸術文化がもつ創造力を区民の暮らしや地域活動、産業活動等にいかします。

■ 文字・活字文化は、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識や知恵の継承及び向上、更には、豊かな人間性の涵養や健全な民主主義の発達に欠くことのできないものです。特に読書は、本を読むことを通じて、言葉を学び、考える力を身につけ、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生を自ら切り拓いていく力を育むものです。

区では、読書活動に関する様々な取組及び精神を未来につなげていくために、平成30年(2018年)5月に「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行い、また、宣言の理念をより一層深めていくため、令和5年(2023年)4月に「荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例」を施行しました。これにより、これまでの読書活動に関する取組について更に発展及び充実をさせ、読書を通じて、あらゆる世代が生涯にわたって豊かな心を育むまちづくりを推進していきます。

■ 区では、平成27年(2015年)3月に、「俳句のまち あらかわ宣言」を行い、俳句文化をいかした地域づくりを推進してきました。令和6年(2024年)度には、「俳句のまち あらかわ宣言」から10年の節目を迎えることから、俳句文化の裾野を更に広げる取組を推進していきます。

また、俳句関連イベントの実施等により、「俳句のまち・あらかわ」を区内外に更に広くPRし、俳句による地域の活性化を図ります。

■ 地域の事業者等との連携等により、伝統技術やデザイン、ファッションなど芸術文化の力を産業の活性化などにいかしていきます。

特に、ファッションについては、日暮里ファッションデザインコンテストが令和7年(2025年)度に20周年を迎えることから、日暮里地域活性化施設「ふらっとにっぽり」を中心に、引き続き「繊維の街・ファッションの街 日暮里」として、日暮里繊維街や地域の集客力及びにぎわいの向上を図っていきます。

主な事業等		所管課等	キーワード
(1) 読書のまちづくりの推進			
ゆいの森あらかわの機能充実	ゆいの森課	● ▲ ■	
特色ある地域図書館の運営	地域図書館課	● ▲ ■	
街なか図書館の整備	ゆいの森課、地域図書館課	● ▲ ■	
電子図書館の導入	ゆいの森課、地域図書館課	● ▲ ■	
参加型イベントの開催	ゆいの森課、地域図書館課	● ■	
ボランティアの育成支援	ゆいの森課、地域図書館課	● ■	
ブックスタートの実施	ゆいの森課、地域図書館課	● ■	
おはなし会の開催	ゆいの森課、地域図書館課	● ■	
ブックリストの作成・配布	ゆいの森課、地域図書館課	● ■	
学校訪問等の実施	ゆいの森課、地域図書館課	● ▲ ■	
(2) 俳句文化振興事業・俳句活用事業			
俳句投句事業	文化交流推進課、観光振興課	● ▲ ■	
俳句に関する講座・イベント等 (中高生俳句バトル、子規・漱石句合わせ、奥の細道矢立初めの地子ども俳句相撲、都電 DE 俳句、各種俳句講座)	文化交流推進課、生涯学習課、観光振興課、ゆいの森課、地域図書館課	● ▲ ■	
(3) 芸術文化をいかした産業の活性化			
日暮里ファッションデザインコンテスト等 日暮里繊維街と連携したファッション関係事業	経営支援課	● ▲ ■	
芸術文化をいかしたモノづくりの推進	経営支援課、生涯学習課	● ▲ ■	
街なか商店塾	産業振興課	● ▲ ■	
あらかわ手づくり市	ACC	● ▲ ■	
(4) 芸術文化をいかしたまちづくり			
彫刻の街づくり事業 (街なか美術館の整備)[再掲]	文化交流推進課	● ▲	
音楽のまちづくり推進事業	文化交流推進課	● ▲	
各種ポスターコンクールの開催[再掲]	環境課、選挙管理委員会事務局	● ▲	
あらかわりサイクルセンターの工房・教室 [再掲]	清掃リサイクル推進課	● ▲	
都電沿線へのバラの植栽等の区民との協働による緑化の推進	土木管理課	● ▲ ■	

施策4-2 多様な主体の参加・交流の充実**【 施策の方向性 】**

- 誰もが芸術文化を楽しみ、芸術文化活動に参加しやすい環境の整備を進めていきます。また、世代や背景の異なる様々な主体が、芸術文化を通じて、価値感の共有や交流を行うことができる作品展やワークショップ等の事業を充実させていきます。
- 親子で参加できる事業の実施を推進し、その際には託児やおむつ替えのスペース等を設けるなど、乳幼児連れの方が鑑賞・参加しやすい環境を更に整備していきます。
- 障がい者による芸術文化活動の推進のため、芸術文化の鑑賞機会が広がるよう、鑑賞時の合理的配慮や文化関連施設のバリアフリー化を推進します。また、ワークショップ等の実施により、創作等の活動を促進するとともに、障がい者による作品の展示を通じて障がい者への理解や交流を深めるきっかけとなるよう、区施設等での作品の展示機会の充実を図ります。
- 区民が多様な文化に触れ、創造性や多様な文化、価値観を尊重する心を育む機会として、国内及び海外都市との交流事業を推進していきます。
- 区内に増加する外国人住民への対応として、荒川区国際交流協会が中心となり、地域のボランティアの協力を得ながら、日本語学習支援事業や防災講座など、在住外国人支援事業を引き続き進めていきます。また、外国人による日本語スピーチ大会や伝統文化の体験による交流事業など、様々な国の人々の相互理解を深める取組についても継続していきます。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 親子で参加できる事業の充実		
親子参加型事業	文化交流推進課、ACC、子育て支援課 他	● ▲
(2) 誰もが利用しやすい文化関連施設等の環境整備		
	文化交流推進課、生涯学習課、地域図書館課 他	● ▲
(3) 障がい者の芸術文化活動の推進		
心身障がい者青年教室(さくら教室)	生涯学習課	● ▲ ■
アートセラピー	文化交流推進課	● ▲ ■
障がい者施設へのアーティスト派遣	文化交流推進課	● ▲ ■
指定管理施設における創作活動	障害者福祉課	● ▲ ■
区施設等における作品の展示	障害者福祉課	● ▲ ■
(4) 高齢者の芸術文化活動の推進		
	福祉推進課、高齢者福祉課	● ▲ ■
(5) 国内都市等との交流事業		
国内都市との交流事業	文化交流推進課、ゆいの森課、総務企画課、産業振興課、観光振興課、防災課、児童青少年課、環境課、学務課	● ▲ ■
(6) 海外都市等との交流事業		
海外都市との交流事業	文化交流推進課(国際交流協会)	● ▲ ■
小学校・中学校ワールドスクール	指導室	● ▲ ■
(7) 外国人住民支援・交流事業		
日本語学習支援事業	文化交流推進課(国際交流協会)	● ▲ ■
外国人日本語スピーチ大会	文化交流推進課(国際交流協会)	● ▲ ■
料理教室や華道・茶道教室	文化交流推進課(国際交流協会)	● ▲ ■
国際交流バスハイク	文化交流推進課(国際交流協会)	● ▲ ■








基本目標5

荒川区の魅力を発信する

施策5-1 観光との連携による区のPRの推進

【 施策の方向性 】






- 区民ボランティアによるガイド活動や、まちあるきマップの作成などにより、地域の文化資源の魅力を引き続き発信し、それらを活用した観光振興事業を推進します。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 観光ボランティアガイド活動の推進	観光振興課	 
(2) PRパンフレット等の配布	生涯学習課、観光振興課	 
(3) モノづくり見学・体験スポット事業 [再掲]	観光振興課	  

施策5-2 都市交流の推進

【 施策の方向性 】

- 区内の芸術文化団体の交流都市への派遣など、引き続き、区・市民レベルの相互交流や、芸術文化を通じた都市交流の推進を図ることで、荒川区の魅力を他自治体へ発信していきます。
- 交流の推進にあたっては、交流都市の意向を踏まえ、具体的な事業等を積み重ねること等により、お互いを補完しあうとともに、それぞれの強みをいかした持続可能な関係づくりを推進していきます。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 国内都市との交流事業		
あらかわキャラバン事業	文化交流推進課	 
荒川区交流都市フェア	文化交流推進課	  

国内都市との交流事業 [再掲]	文化交流推進課、ゆいの森課、総務企画課、産業振興課、観光振興課、防災課、児童青少年課、環境課、学務課	
(2) 海外都市との交流事業[再掲]	文化交流推進課(国際交流協会)	
(3) 民間団体の交流支援	文化交流推進課(国際交流協会)、総務企画課、スポーツ振興課、高齢者福祉課	

施策5-3 荒川区らしさの発掘・発信 ★

【 施策の方向性 】

- 都内唯一の公営遊園地である荒川遊園や区民の生活と深く関わる都電、荒川区出身の作家である吉村昭の文学、区にゆかりのある太田道灌や三河島菜等の伝統野菜等の地域資源をいかした取組を実施し、芸術文化の振興を図るとともに、荒川区がもつ地域の魅力を発掘し、区内外に発信していきます。
- これらの他にも区の特色となるような文化についても、引き続き発掘していきます。

主な事業等	所管課等	キーワード
(1) 荒川遊園を通じた魅力発信	荒川遊園課	
(2) 吉村昭記念文学館を通じた魅力発信	ゆいの森課	
(3) 荒川ふるさと文化館を通じた魅力発信	生涯学習課	
(4) 太田道灌を通じた魅力発信	観光振興課	
(5) 都電を活用した魅力発信	観光振興課	
(6) 伝統野菜の復活と普及	観光振興課、指導室、職員課(職員互助会)	
(7) ぬり絵文化や紙芝居など 地域に根差した文化の活用と発信	生涯学習課、ゆいの森課、地域図書館課 他	
(8) 映像によるまちの魅力発信[再掲]	文化交流推進課、観光振興課 広報課	

第VI章 プランの推進にあたって

- 1 プランの推進体制
- 2 プランの進行管理

1 プランの推進体制

荒川区に住まうだれもが芸術文化に親しみ、豊かで活力ある生活が送れるよう、区民、区、荒川区芸術文化振興財団（ACC）、区内関係団体等が各々の役割を担うとともに、一層の相互連携により、区の芸術文化の更なる振興を図ります。

(1) 区民

区民は、芸術文化に親しみ、芸術文化活動を通して、荒川区の芸術文化を振興していく主役です。また、区の特徴ある伝統的文化や工芸技術を次の世代に継承し、新たな芸術文化を創造していく担い手でもあります。

区民一人ひとりが、芸術文化活動を通して、うるおいある心豊かな生活を送ることで、幸福実感の向上につなげていくだけでなく、芸術文化を通じた区民の交流の輪を広げていくことで、地域の活性化や新たな文化の創造による、区の魅力向上を目指します。

(2) 区

区は、区民一人ひとりが芸術文化に親しみ、主体的に芸術文化活動を行うための、普及啓発やきっかけづくり、活動支援、環境整備等を計画的に推進します。

推進にあたっては、区民や関係団体等との一層の連携が不可欠であるため、区はそれらの団体等との連絡・調整・相談役を担っていきます。

また、庁内においては、芸術文化事業が多岐に渡ることから、教育、観光・産業、まちづくり、環境、福祉の各関連分野の関係部署との組織横断的な連携が重要であるため、こうした連携体制を強化し、効率的かつ効果的な事業展開を図っていきます。

(3) 荒川区芸術文化振興財団・文化関連施設

荒川区芸術文化振興財団（ACC）は、身近な場所で良質な芸術文化に親しむ鑑賞機会の提供、区民の芸術文化活動の支援、人材育成などのほか、芸術文化活動に関する情報提供や相談対応などを行っています。

区民に優れた芸術文化と出会う機会を提供し、荒川区における芸術文化振興を一層効果的に推進していくため、区と荒川区芸術文化振興財団（ACC）との連携を更に強化していきます。

文化関連施設においては、区と施設の運営事業者とが密接に連携し、芸術文化を継承、創造し、発信する、地域の文化拠点として更なる運営の充実を図ります。また、施設の運営事業者には、多様な主体の活動を支えるコーディネーターとして、芸術文化の裾野を広げる役割が期待されます。

(4) 東京藝術大学との連携

平成20年(2008年)12月に、荒川区と東京藝術大学が「芸術・文化振興のための連携に係る合意書」を締結してから、15年が経過しました。

これまで、彫刻作品など立体部門の卒業・修了制作を対象とした「区長賞」の授与やそれらの作品の区内への設置、区民向けコンサート、更には、卒業生グループとの連携によるワークショップ等を実施してきました。今後も、区民の豊かな感性の醸成と芸術文化の振興のため、一層の連携を図っていきます。

(5) 関係団体等との連携

区内には、荒川区文化団体連盟や一般社団法人太平洋美術会、荒川区伝統工芸技術保存会、東京荒川少年少女合唱隊など、多くの芸術文化団体が存在し、区内各所で活躍しています。また、芸術文化を軸にまちの活性化を図っているNPO等、地域に根付いた活動も進んでいます。

区は、これらの団体等との連携により、絵画展や写真コンテストの開催、伝統文化・伝統工芸技術の継承、合唱活動等を通して、相互の連携を強め、芸術文化に親しみやすい環境づくりを推進するとともに、区民の自主的な活動の活性化を図ります。

更には、全国規模で活動する俳句関係団体やオーストリアの文化普及を進める日唄文化協会をはじめ、近隣自治体、国内・海外の交流都市等の関係団体との連携により、区の文化振興を推進します。

2 プランの進行管理

荒川区では、平成 26 年（2014 年）度、有識者、区民ならびに庁内関係部署等から構成される「荒川区芸術文化推進会議」を設置し、プランに基づく施策の実施状況について提言を受けています。第四次プランの進行管理にあたっては、同会議において、毎年度、進捗状況を確認し、第四次プランに掲載した施策について、計画「Plan」、実行「Do」、点検・評価「Check」、見直し・改善「Action」の PDCA サイクルの観点で、着実に進行管理を行うこととします。

(1) 計画、実行

区では、I に記載したとおり、荒川区芸術文化振興財団（ACC）との連携に加え、区内の芸術団体、大学、関係機関等との協力の下で、プランに基づく幅広い芸術文化事業を展開し、区政のあらゆる分野が一体となって芸術文化活動の振興を図っています。今後もこの方針に基づき、区民の芸術文化活動を推進します。

(2) 点検・評価

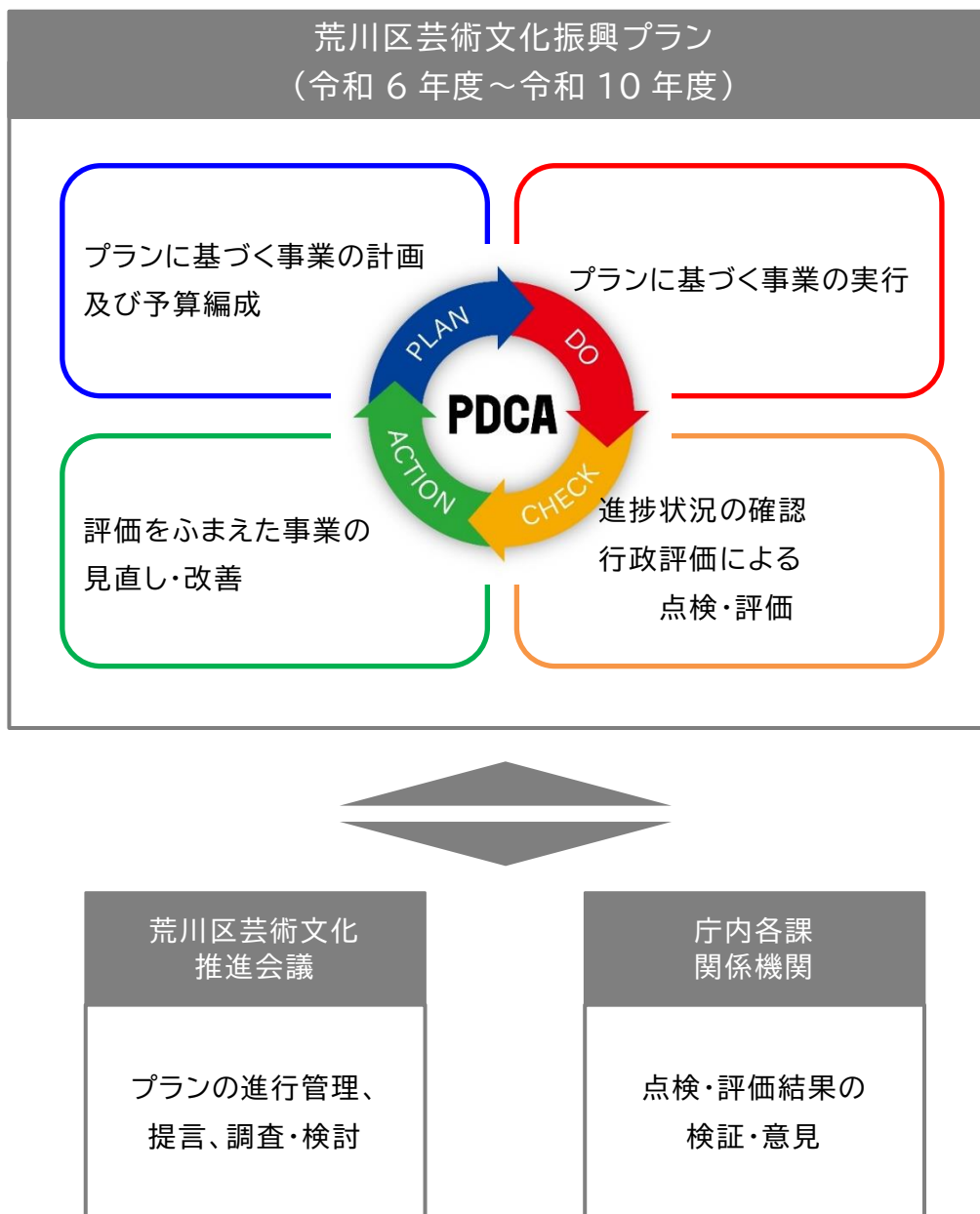
- ① プランに掲載した取組や事業については、荒川区芸術文化推進会議の事務局である文化交流推進課が、事業の所管課に対して、毎年度、進捗状況の調査を行います。また、進捗状況については、区における「行政評価」を活用しながら、点検・評価を行います。
- ② 荒川区芸術文化推進会議は、毎年度、第四次プランに掲載した施策及び取組の進捗状況を点検・評価し、より良い事業実施に向けた改善案について協議します。また、必要に応じて調査・検討、関係機関等からの意見を聴取したうえで、区の芸術文化施策への提言を行います。

(3) 見直し・改善

上記のような手順を経て得られた評価結果は、全庁的に共有を図ります。

また、各種アンケート、関係する区民・団体へのヒアリング等を踏まえた上で、所管課において改善や充実策を検討し、施策や取組の見直し及び予算編成等に反映していきます。

芸術文化振興プランの管理方法



資 料 編

- 1 荒川区芸術文化推進会議設置要綱
- 2 荒川区芸術文化推進会議委員名簿
- 3 荒川区俳句のまち宣言
- 4 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言
- 5 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例
- 6 第47回荒川区政世論調査(令和4年度)実施結果(詳細)
- 7 検討の経過

1 荒川区芸術文化推進会議設置要綱

平成 26 年(2014 年)8 月 28 日制定

(26 荒地文第 658 号)

(副 区 長 決 定)

平成 27 年(2015 年)3 月 3 日一部改正

(設置)

第1条 荒川区芸術文化振興プラン(改定版)を着実に推進し、荒川区の芸術文化の一層の振興を図るため、荒川区芸術文化推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 荒川区の芸術文化施策の取組状況
- (2) 荒川区の芸術文化施策への助言
- (3) 前各号に掲げるほか、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員14人以内で組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 荒川区顧問 2人以内
- (3) 関係団体代表者等 7人以内
- (4) 区職員 3人以内

2 前項第4号の区職員は、地域文化スポーツ部を担当する副区長及び地域文化スポーツ部長の職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験者である委員の中から、委員の互選により定める。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、委員の中から座長が指名する。
- 5 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、地域文化スポーツ部文化交流推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

2 荒川区芸術文化推進会議委員名簿

	氏 名	所 属
学識経験者	本郷 寛	東京藝術大学美術学部名誉教授
	河野 文昭	東京藝術大学音楽学部教授
区顧問(芸術家)	平野 千里	太平洋美術会副会長
芸術文化(団体)	菅谷 安男	荒川区文化団体連盟理事長 荒川区文化団体連盟荒川区将棋協会会長
	久田 由美子	荒川区文化団体連盟洋舞連盟理事長
	田中 豪元	荒川区文化団体連盟書道連盟顧問
	大村 みさ子	東京荒川少年少女合唱隊事務局代表
	宮腰 肇	(公財)荒川区芸術文化振興財団事務局長
伝統文化保存	中村 泰士	荒川区伝統工芸技術保存会会長 荒川区文化財保護審議会委員 荒川区登録無形文化財(工芸技術・寄席技術・勘亭流・江戸文字)保持者
区関係者	北川 嘉昭	副区長
	谷井 千絵	地域文化スポーツ部長
	三枝 直樹	教育委員会事務局 教育部長

【事務局】

地域文化スポーツ部文化交流推進課長 須田 具子
地域文化スポーツ部文化交流推進課計画調整担当係長 中館 透
地域文化スポーツ部文化交流推進課文化振興係 白石 亜以

【オブザーバー】

地域文化スポーツ部生涯学習課長 青谷 宗彦
地域文化スポーツ部ゆいの森課長 山下 英男
地域文化スポーツ部地域図書館課長 村上 智之
産業経済部観光振興課長 矢代 由紀子

3 荒川区俳句のまち宣言

「行春や鳥啼魚の目は泪」

元禄2年3月 この句を矢立初めの句として
松尾芭蕉は その生涯をかけ「奥の細道」へと旅立ちました
芭蕉が渡った千住大橋は 江戸と東北の地を結び
私たちを 俳句の世界へと いざなう大橋として
昔も いまも これからも 隅田川に架かります

私たちの暮らすまちには 人々が行き交い
芭蕉の想いと 四季折々の美しさに導かれ
子規が 一茶が 山頭火が この地で俳句を詠みました
「五・七・五」17文字の無限に広がる世界の中で
私たちは 思いを伝える力をもちます
新しいものを創り出す力をもちます
世界中の人たちと心をつなぐ力をもちます

荒川区は
俳句の魅力を次代につなぐ架け橋として
子どもから大人まで 俳句文化のすそ野をひろげ
豊かな俳句の心を 未来に伝えることを誓い
「俳句のまち あらかわ」を宣言します

平成 27 年 (2015 年) 3 月 14 日 荒川区

起草委員会委員長 対馬 康子
委員 金子 兜太
小池 寛治
佐々木 忠利
銭谷 眞美
西村 我尼吾

4 「読書を愛するまち・あらかわ」宣言

読書は「心の栄養」です。

読書を通じて、言葉を学び、考える力を身につけ、感性を磨き、想像力を豊かにし、人生を自ら切り拓いていく力を育みます。

読書は「夢のタイムマシーン」です。

読書を通じて、あらゆる時代の人々の多様な生き方を知り、文明の歩みを知り、宇宙の広さ、未来の世界を知ります。

読書は「魔法の磁石」です。

読書を通じて、人とつながり、地域とつながり、世界中の人々の喜び、悲しみ、苦しみ、希望とつながります。

荒川区は、読書を心から愛し、読書の素晴らしさを未来社会の創造者であり守護者でもある子ども達に伝え続けるため、次のことを誓い、ここに「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言します。

- 一 絵本の読み聞かせをはじめとする子どもの読書活動を推進します。
- 一 若者から高齢者まで生涯にわたる読書活動をサポートします。
- 一 本と人を結び、人と人がふれあう創造性豊かなコミュニティを醸成します。
- 一 図書館を文化活動の拠点とし、多彩な事業を展開します。
- 一 ゆいの森あらかわを中心に、地域図書館、学校図書館、街なか図書館が連携し、本が身近にあるまちづくりを進めます。

平成 30 年(2018 年)5 月 27 日 荒川区

起草委員会委員長 柳 田 邦 男
副委員長 小 林 敦 子
委員 銭 谷 眞 美
山 崎 一 穎
藁 谷 友 紀

5 荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例

荒川区豊かな心を育む読書のまちづくり条例

我がまち荒川区は、温かみのある下町らしい文化を受け継ぎ、古くからの歴史及び伝統を随所に残しつつ、新しさを幾重にも織り込んだ文化を形成し、発展してきた。

そうした中で、先人の知恵を学び、発展させ、次世代へ継承していくため、絵本の普及啓発、あらゆる世代を対象とした蔵書の充実、中央図書館の開館、学校図書館の整備等、様々な取組を展開してきた。その後、こうした取組及び精神を未来につなげていくために、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を行った。

この「読書を愛するまち・あらかわ」宣言を踏まえ、誰もが読書を楽しむとともに多世代が交流することができる図書館づくり、本に親しむきっかけとなる事業の充実等、読書活動に関する取組を進め、これにより、読書の意義及び重要性について、区民等の関心及び理解が着実に深まりつつある。

荒川区は、今後、これらの取組について更に発展及び充実をさせ、「読書を愛するまち・あらかわ」宣言の理念をより一層深めるとともに、区民等及び事業者の読書活動に関する取組を促進し、地域が一体となって、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、読書活動について基本理念を定め、区の責務並びに区民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、読書活動に関する取組の基本的な事項を定めることにより、あらゆる世代の区民等が生涯にわたり豊かな心を育む読書のまちづくりを推進し、幸福を実感することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は幼稚園、保育所等若しくは学校等に在籍する者をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行う全てのものをいう。
- (3) 幼稚園、保育所等 区内の幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)、保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)その他これらに類する施設等をいう。

(4) 学校等 区内の学校(学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。))をいう。)、専修学校(同法第124条に規定する専修学校をいう。)、各種学校(同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。))その他これらに類する施設をいう。

(5) 読書活動 読書、読書の支援その他読書に関するあらゆる活動をいう。

(基本理念)

第3条 読書活動は、読書が豊かな心を育むとともに、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、人生を充実させる上で大切な役割を担うものであることに鑑み、地域が一体となって、誰もが読書に親しみ、学び、心豊かに暮らすことのできるまちを目指し、読書活動を推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本理念にのっとり、区民等が様々な機会において身近な場所で読書に親しむことができる環境の整備その他の区民等及び事業者の読書活動に資する施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、区民等及び事業者と連携するとともに、区民等及び事業者の相互の連携を促進するものとする。

(区民等の役割)

第5条 区民等は、日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流するよう努めるものとする。

2 区民等は、家庭において、本との出会いを大切にし、読書に親しみ、読書活動を通じて家族との一層のコミュニケーションを図り、読書の楽しさを共有するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その従業者、その事業の利用者等が日常生活において読書に親しみ、生涯にわたり学び続けるとともに、読書活動への参加及び協力を通じて相互に交流することができるよう、その事業の特性に応じて、その従業者、その事業の利用者等の読書活動の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

2 事業者は、区民等、他の事業者及び区と連携し、地域が一体となって読書活動に関する取組を推進することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(幼稚園、保育所等における取組)

第7条 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、子どもの個性及び発達段階に応じ、絵本の読み聞かせ等を通じて子どもが本に親しむきっかけを作り、子どもの想像力及び感性が豊かになるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 幼稚園、保育所等の運営等をする者は、その運営等に係る幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、絵本の読み聞かせ等を通じた家庭における家族とのコミュニケーションの大切さ等について周知するよう努めるものとする。

(学校等における取組)

第8条 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等において、児童、生徒、学生等(以下「児童等」という。)の個性及び発達段階に応じ、児童等が日常生活及びその授業等の中で読書活動に取り組むきっかけを作り、児童等が読書活動に取り組む意欲を高めることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校等の運営等をする者は、その運営等に係る学校等の教育活動において、児童等が主体的な読書活動を行い、豊かな心を育み、知識、教養、コミュニケーションの能力等を高め、生きる力及び人生を切り拓いていく力を身に付けることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(荒川区立図書館等における取組)

第9条 区は、荒川区立図書館(荒川区立図書館条例(昭和25年荒川区条例第17号)第1条に規定する荒川区立図書館をいう。以下同じ。)において、区民等が生涯にわたり読書活動に取り組むきっかけを作り、その読書活動の課題の解決を支援するため、図書その他の必要な資料の収集、読書に関わる人材の育成等を行うとともに、文化活動の拠点として、荒川区立図書館におけるサービスの充実を図り、多様な事業の展開に取り組むものとする。

2 事業者及び区は、地域において相互に連携し、荒川区立図書館その他の施設におけるそれぞれの読書活動に関する取組の質の向上及び読書に親しむことができる環境の充実に努めるものとする。

(障害等を有する区民等への支援)

第10条 区は、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害等の有無にかかわらず、全ての区民等が日常生活において等しく読書に親しむことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(読書活動推進月間)

第11条 区民等の間に広く読書活動についての関心及び理解を深めるとともに、区民等が積極的に読書活動に取り組む意欲を高めるため、読書活動推進月間を設ける。

2 読書活動推進月間は、11月とする。

3 区は、読書活動推進月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、荒川区教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

6 第47回荒川区政世論調査(令和4年度)実施結果(詳細)

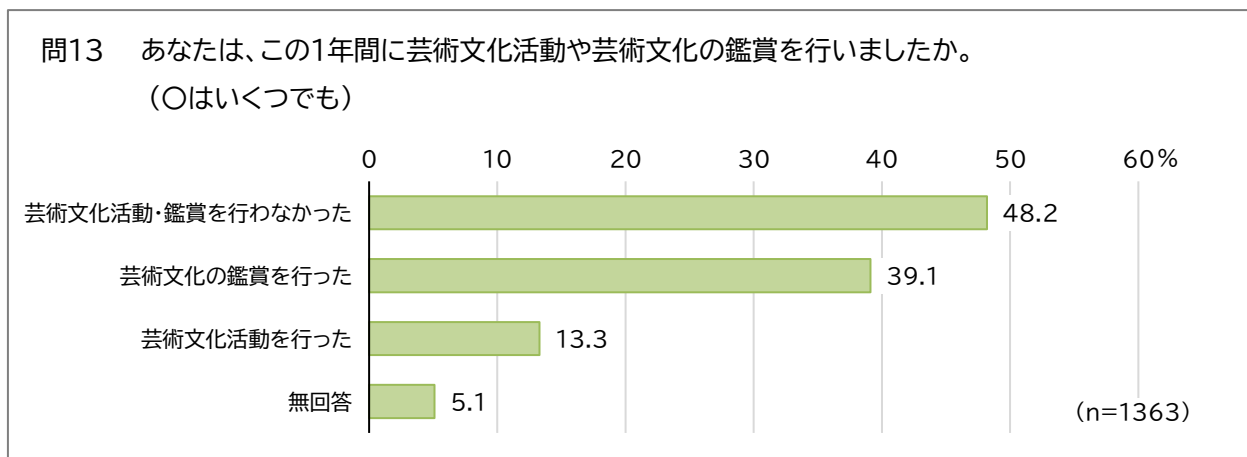
(1) 調査概要

①調査対象 区内在住の満18歳以上の個人 3,000人

②有効回収数(率) 1,363件(45.4%)

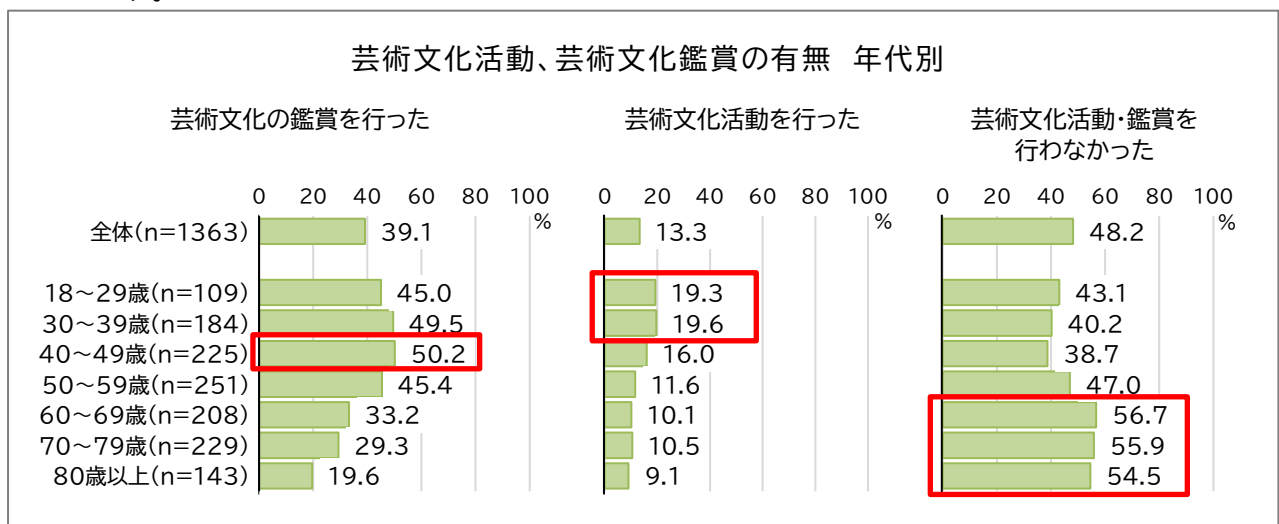
(2) 調査結果

芸術文化活動、芸術文化鑑賞の有無

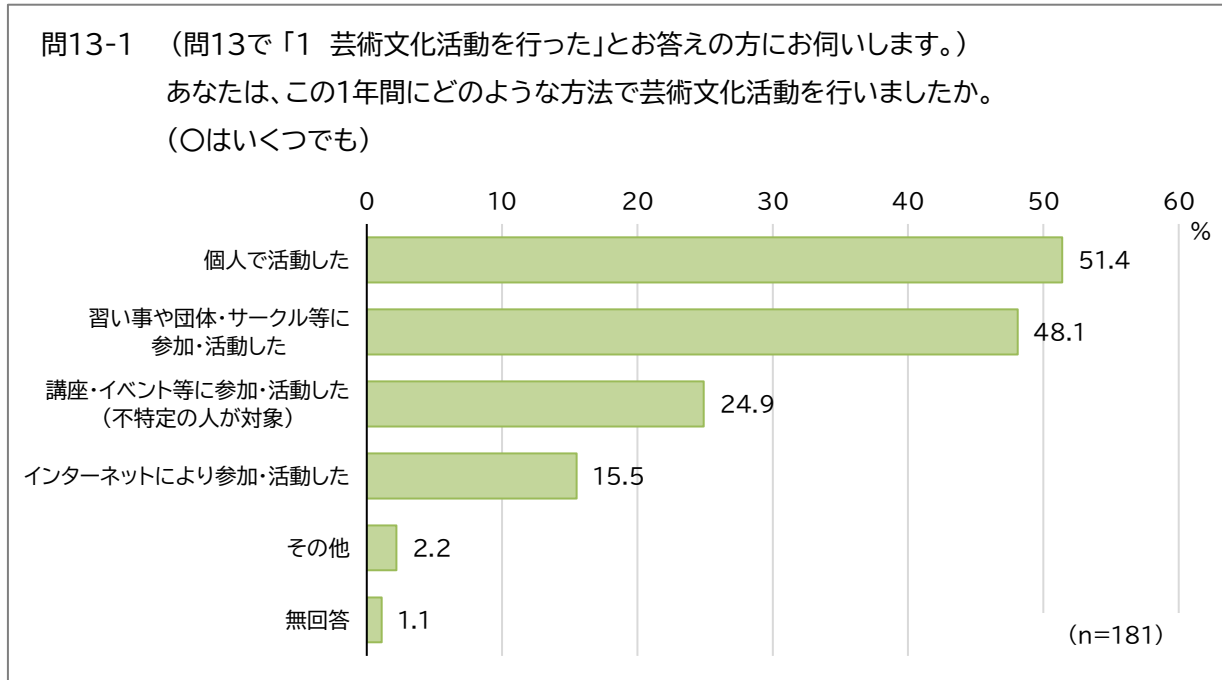


この1年間の芸術文化活動、芸術文化鑑賞の有無について聞いたところ、「芸術文化活動・鑑賞を行わなかった」(48.2%)が5割近くで最も多く、次いで「芸術文化の鑑賞を行った」(39.1%)が4割弱となっています。

年代別でみると、「芸術文化の鑑賞を行った」は40～49歳(50.2%)が5割で最も高く、「芸術文化活動を行った」は18～39歳がそれぞれ2割弱で高くなっています。「芸術文化活動・鑑賞を行わなかった」は60歳以上で5割台と比較的割合が高くなっています。

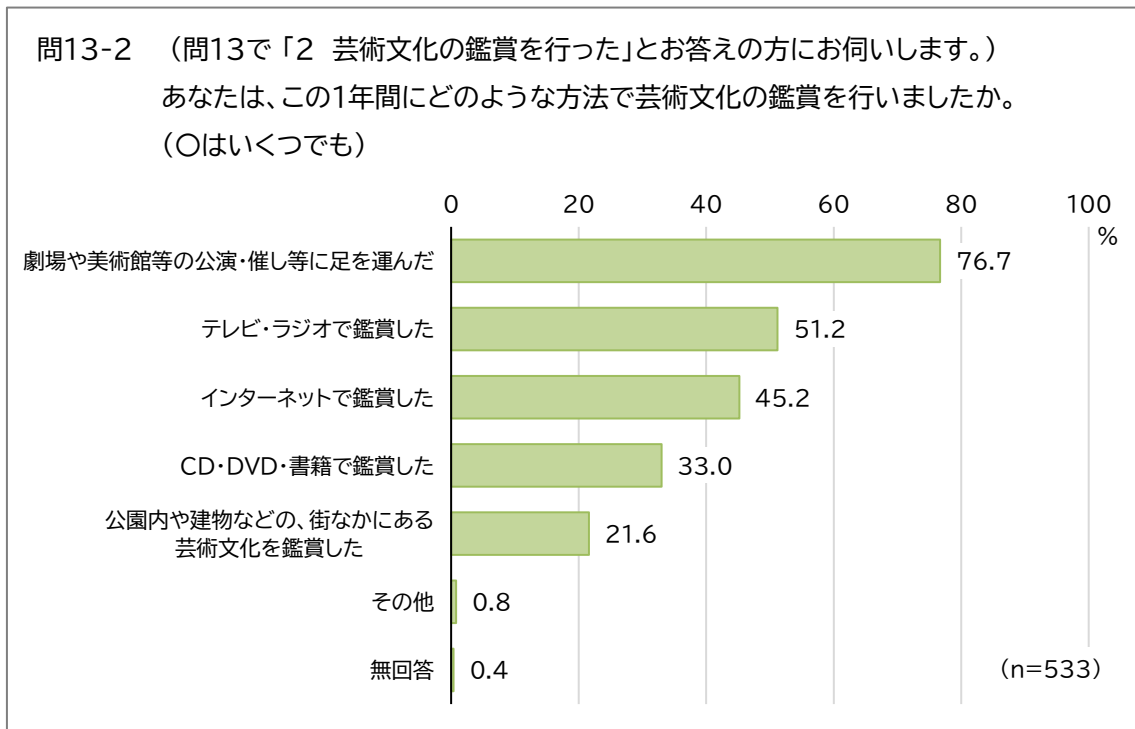


芸術文化活動を行った方法



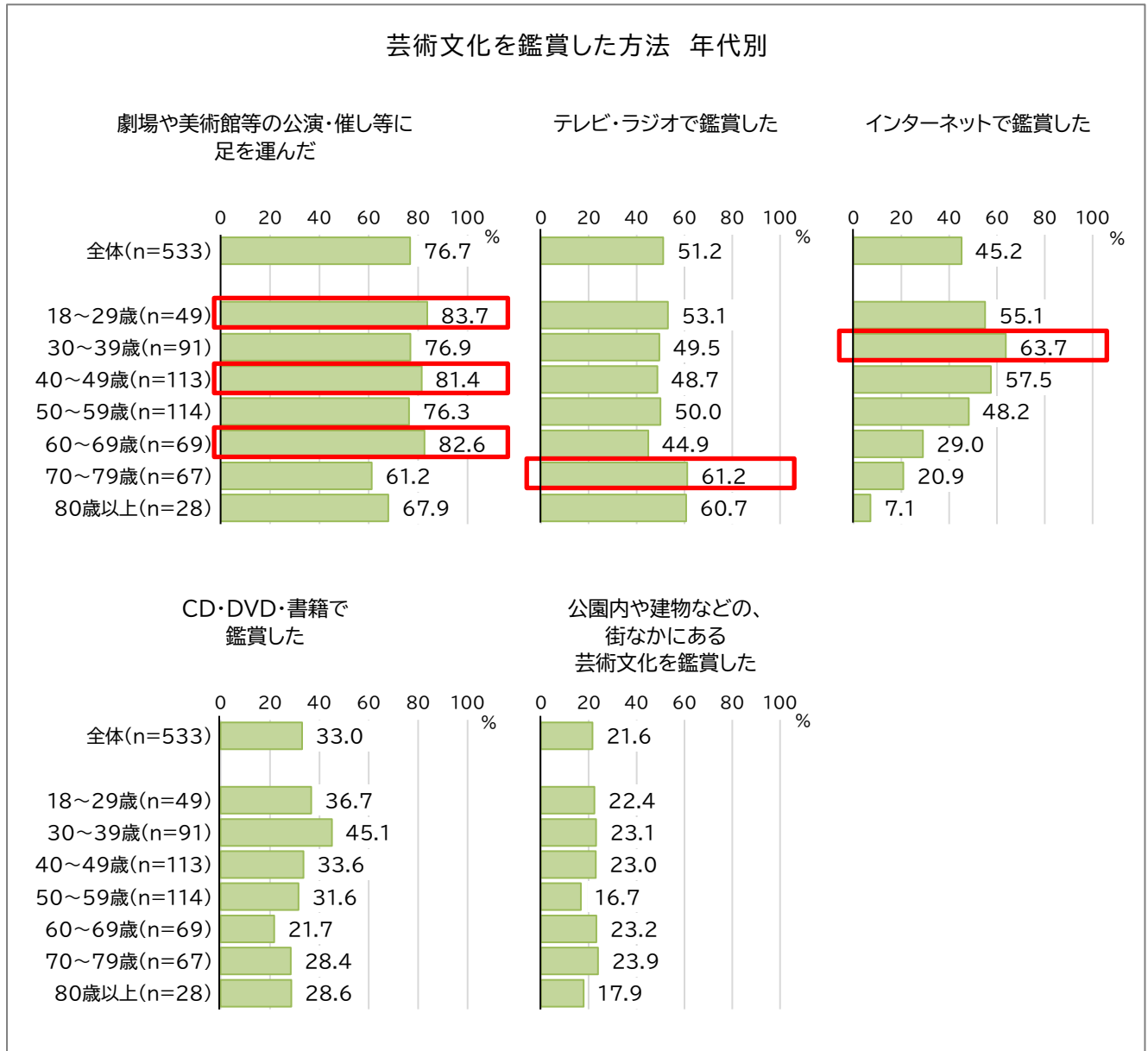
この1年間で芸術文化活動を行った方法について聞いたところ、「個人で活動した」(51.4%)が5割強で最も高く、次いで「習い事や団体・サークル等に参加・活動した」(48.1%)が5割近くと続いています。

芸術文化の鑑賞を行った方法

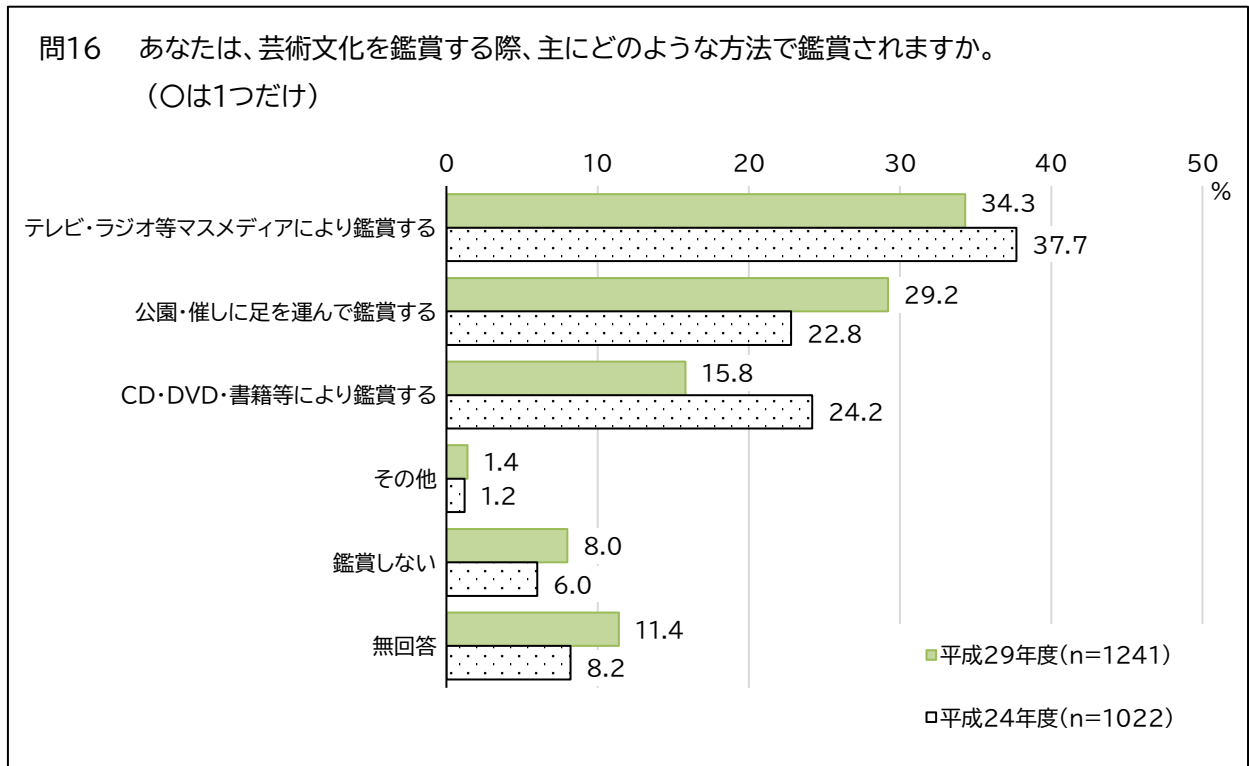


この1年間で芸術文化を鑑賞した方法について聞いたところ、「劇場や美術館等の公演・催し等に足を運んだ」(76.7%)が7割半ばを超え最も高く、次いで「テレビ・ラジオで鑑賞した」(51.2%)、「インターネットで鑑賞した」(45.2%)が続いています。

年代別でみると、「劇場や美術館等の公演・催し等に足を運んだ」では、18～29歳（83.7%）、60～69歳（82.6%）、40～49歳（81.4%）が8割台で高くなっています。「テレビ・ラジオで鑑賞した」では、70～79歳（61.2%）が6割強で最も高くなっています。「インターネットで鑑賞した」は、30～39歳（63.7%）が6割半ば近くで最も高くなっており、おおむね年齢層が高いほど割合が低くなっています。

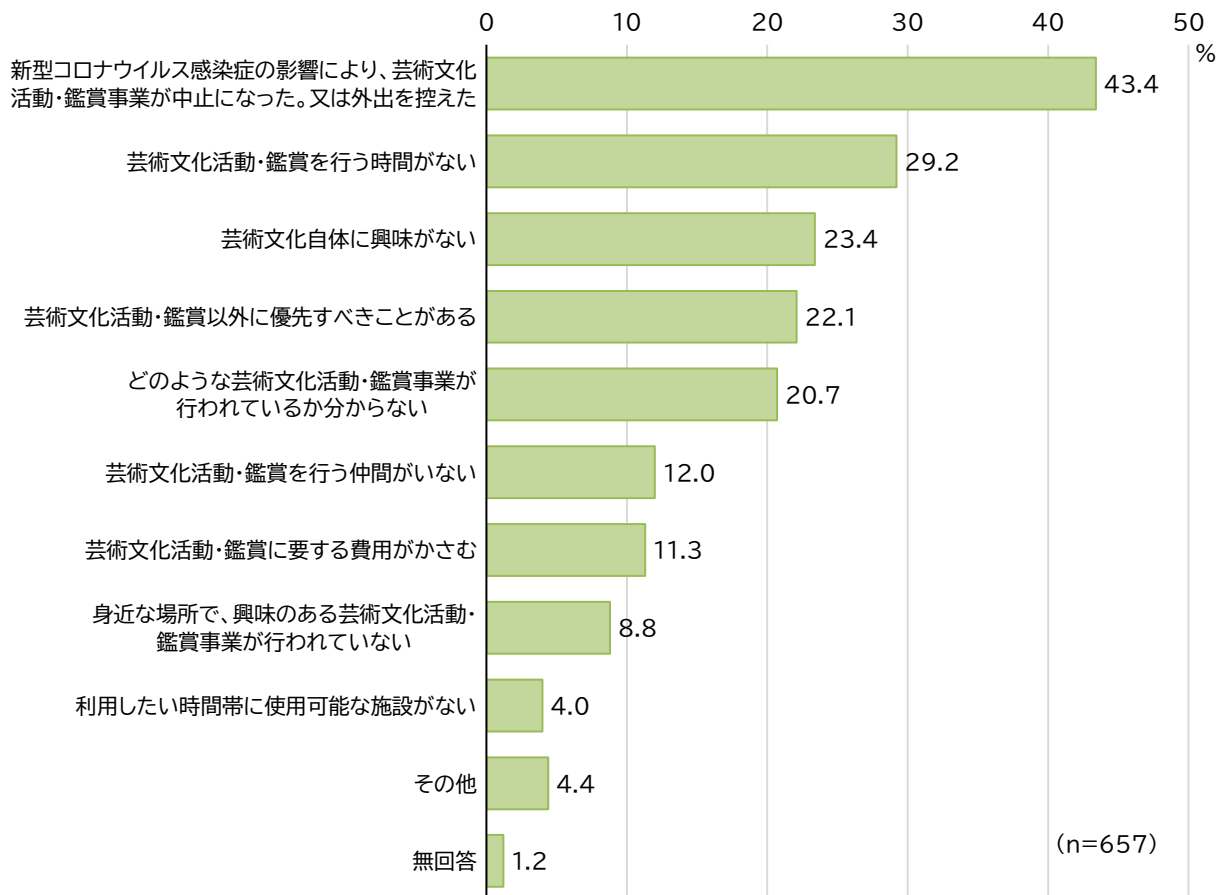


【参考】平成 29 年度の世論調査結果



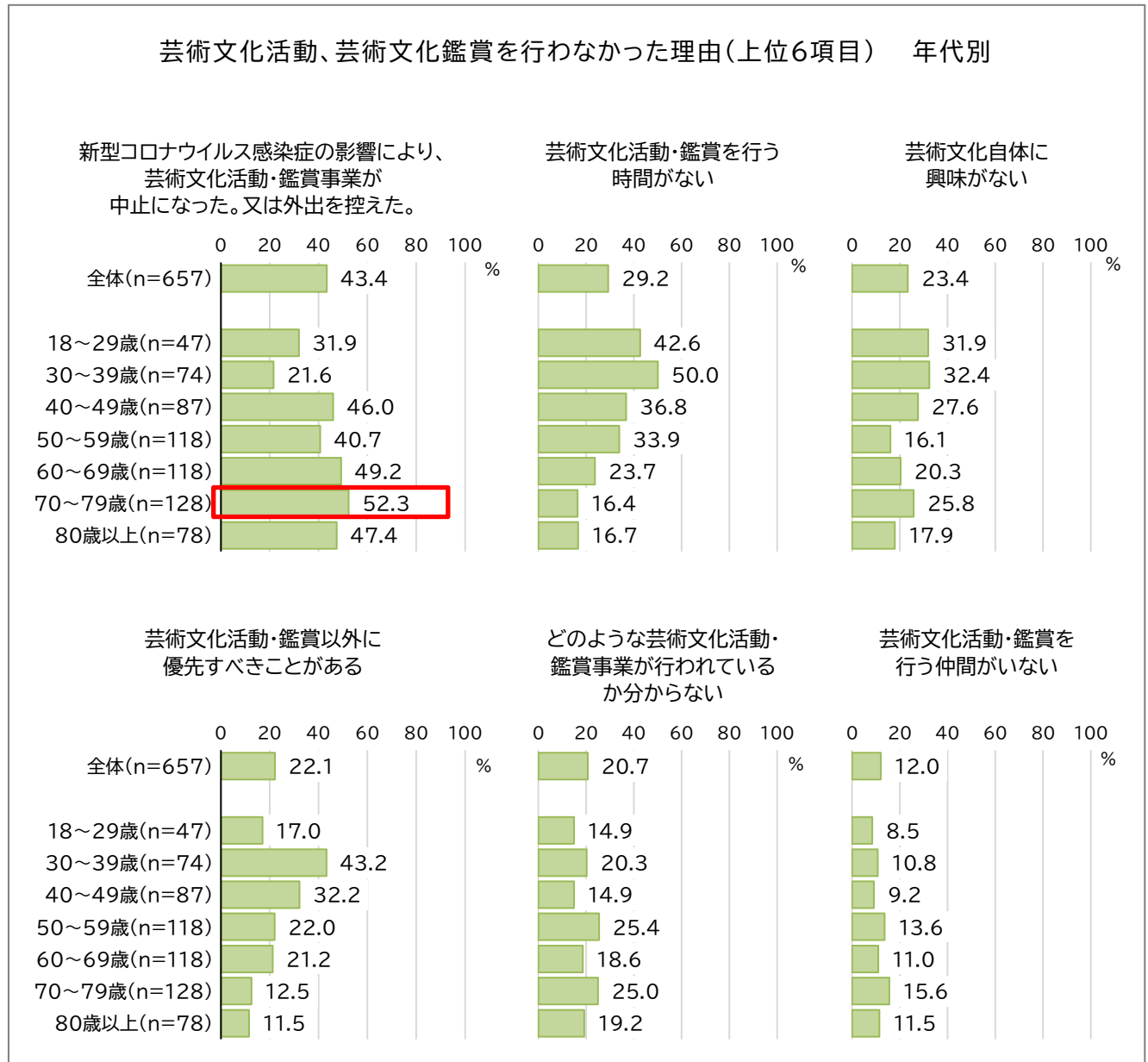
芸術文化活動・鑑賞を行わなかった理由

問13-3 (問13で「3 芸術文化活動・鑑賞を行わなかった」とお答えの方にお伺いします。)
 芸術文化活動・鑑賞を行わなかった理由を次の中からお選びください。
 (〇はいくつでも)

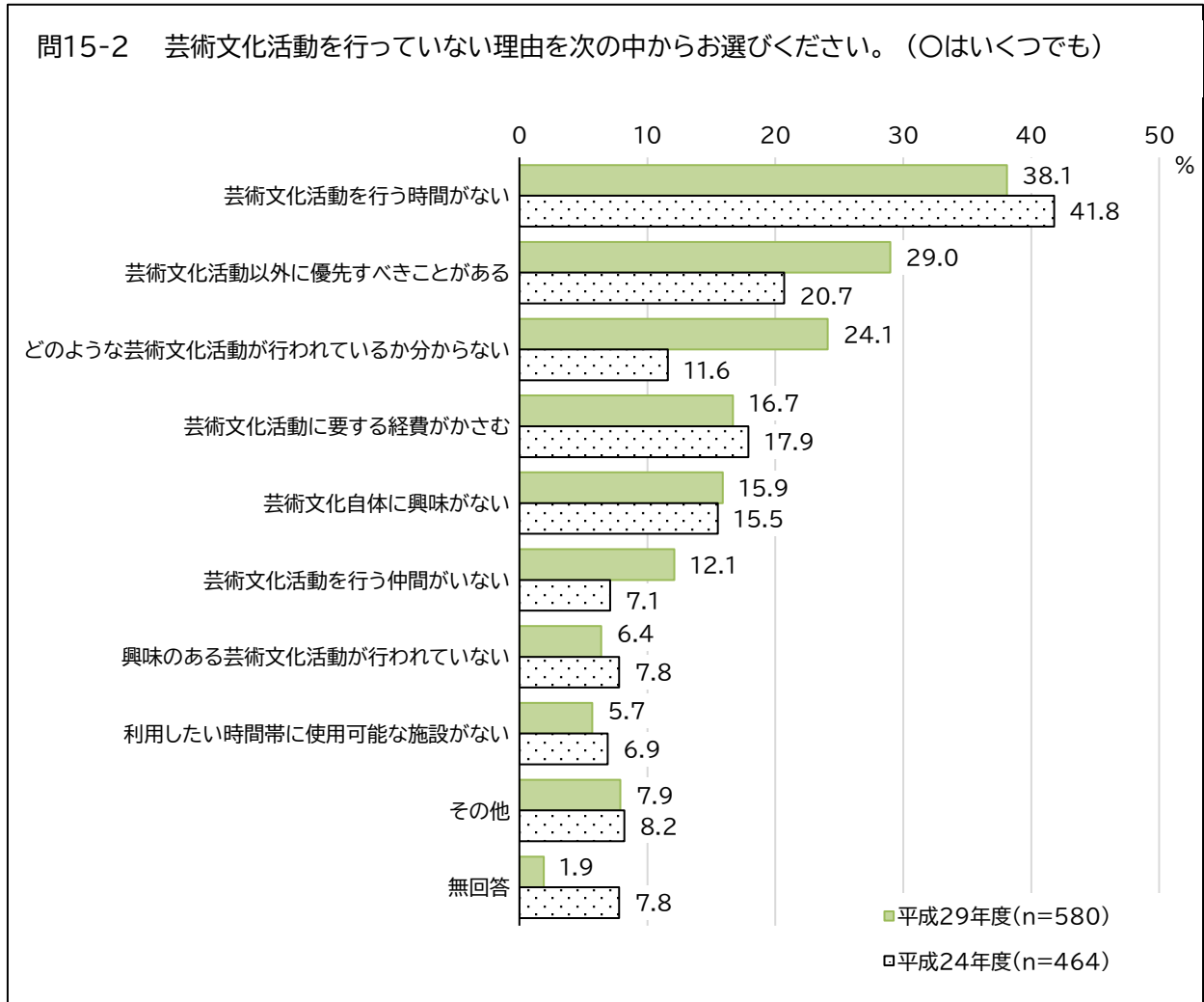


芸術文化活動・鑑賞を行わなかった理由について聞いたところ、「新型コロナウイルス感染症の影響により、芸術文化活動・鑑賞事業が中止になった。又は外出を控えた」(43.4%)が4割半ば近くで最も高く、次いで「芸術文化活動・鑑賞を行う時間がない」(29.2%)、「芸術文化自体に興味がない」(23.4%)と続いています。

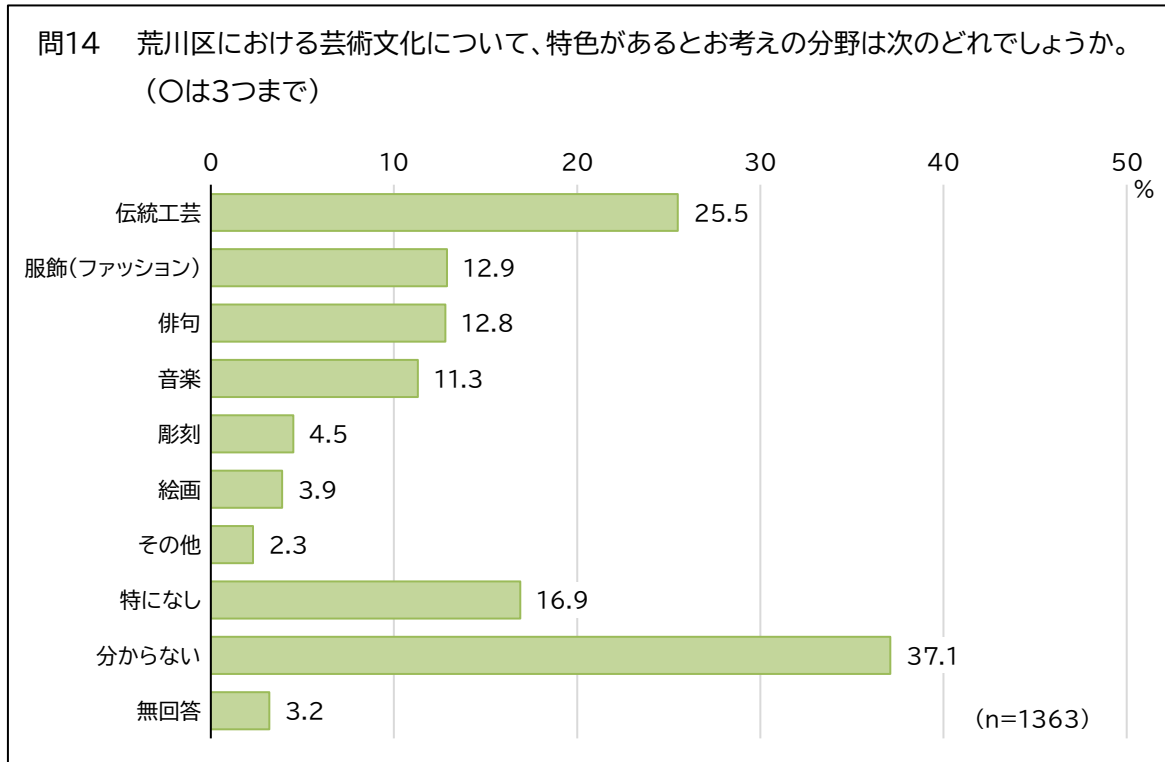
上位6項目を年代別で見ると、「新型コロナウイルス感染症の影響により、芸術文化活動・鑑賞事業が中止になった。又は外出を控えた」は70～79歳(52.3%)が5割強で最も高くなっています。「芸術文化活動・鑑賞を行う時間がない」と「芸術文化活動・鑑賞以外に優先すべきことがある」は18～29歳を除くと、おおむね年齢層が高いほど割合が低くなっています。



【参考】平成29年度の世論調査結果

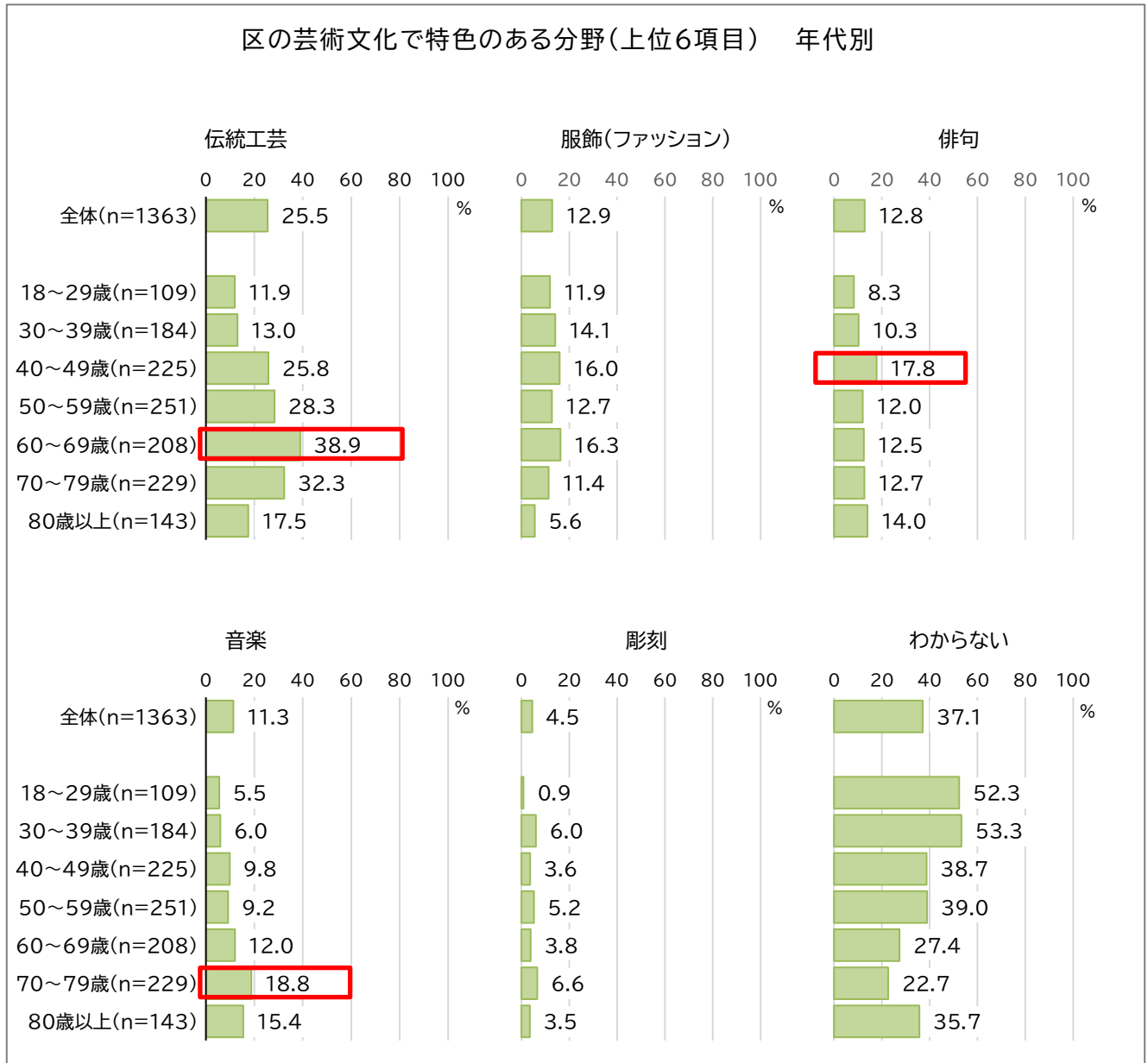


区の芸術文化で特色があると考える分野

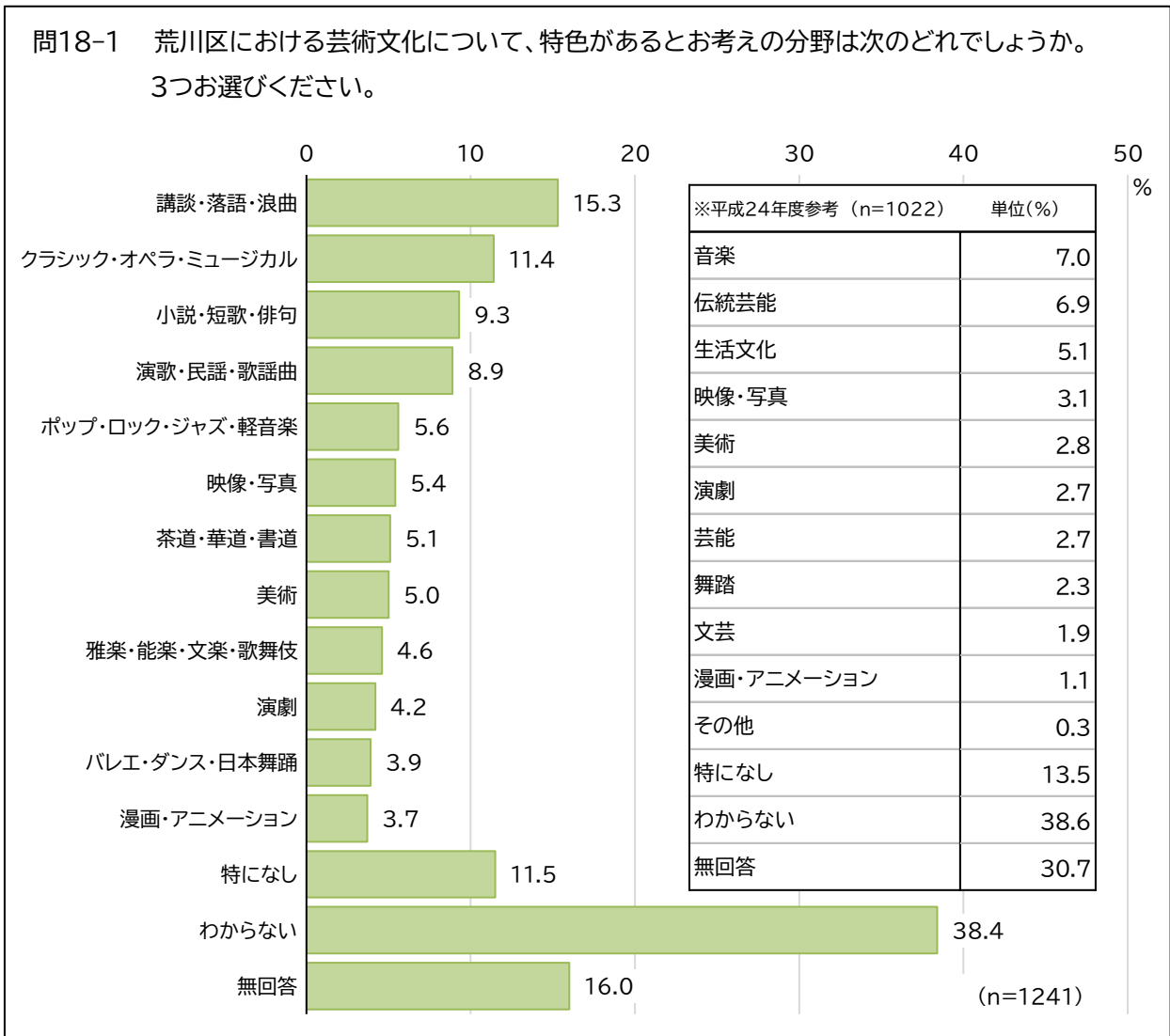


区の芸術文化で特色のある分野について聞いたところ、「わからない」(37.1%)が3割半ばを超えて最も高くなっています。特色ある分野の中では、「伝統工芸」(25.5%)が2割半ばで最も高く、次いで「服飾(ファッション)」(12.9%)、「俳句」(12.8%)が続いています。

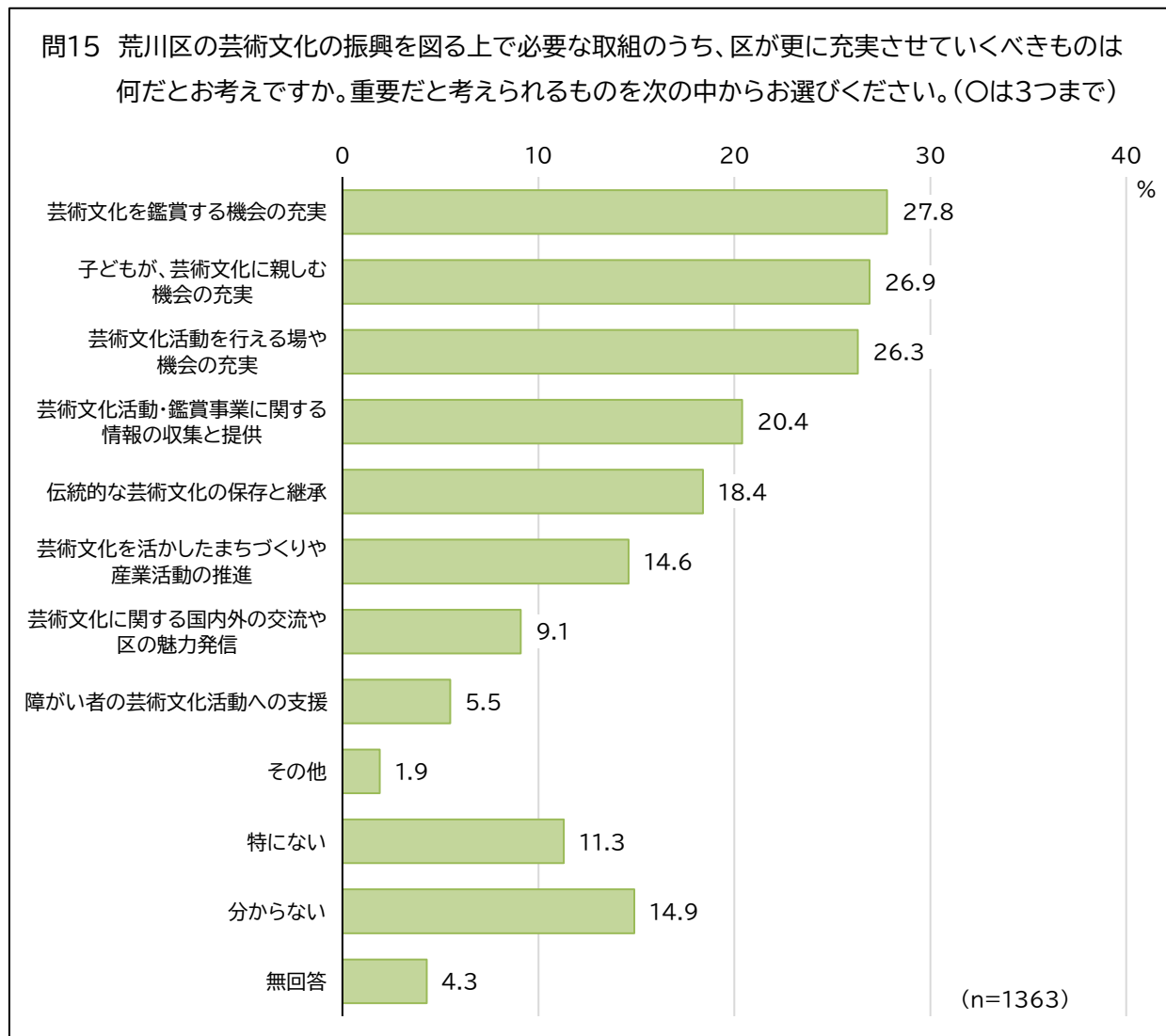
上位6項目を年代別で見ると、「伝統工芸」は60～69歳(38.9%)が4割近くで、「俳句」では、40～49歳(17.8%)が1割半ばを超え、「音楽」では、70～79歳(18.8%)が2割近くと、それぞれ高くなっています。



【参考】平成 29 年度の世論調査結果

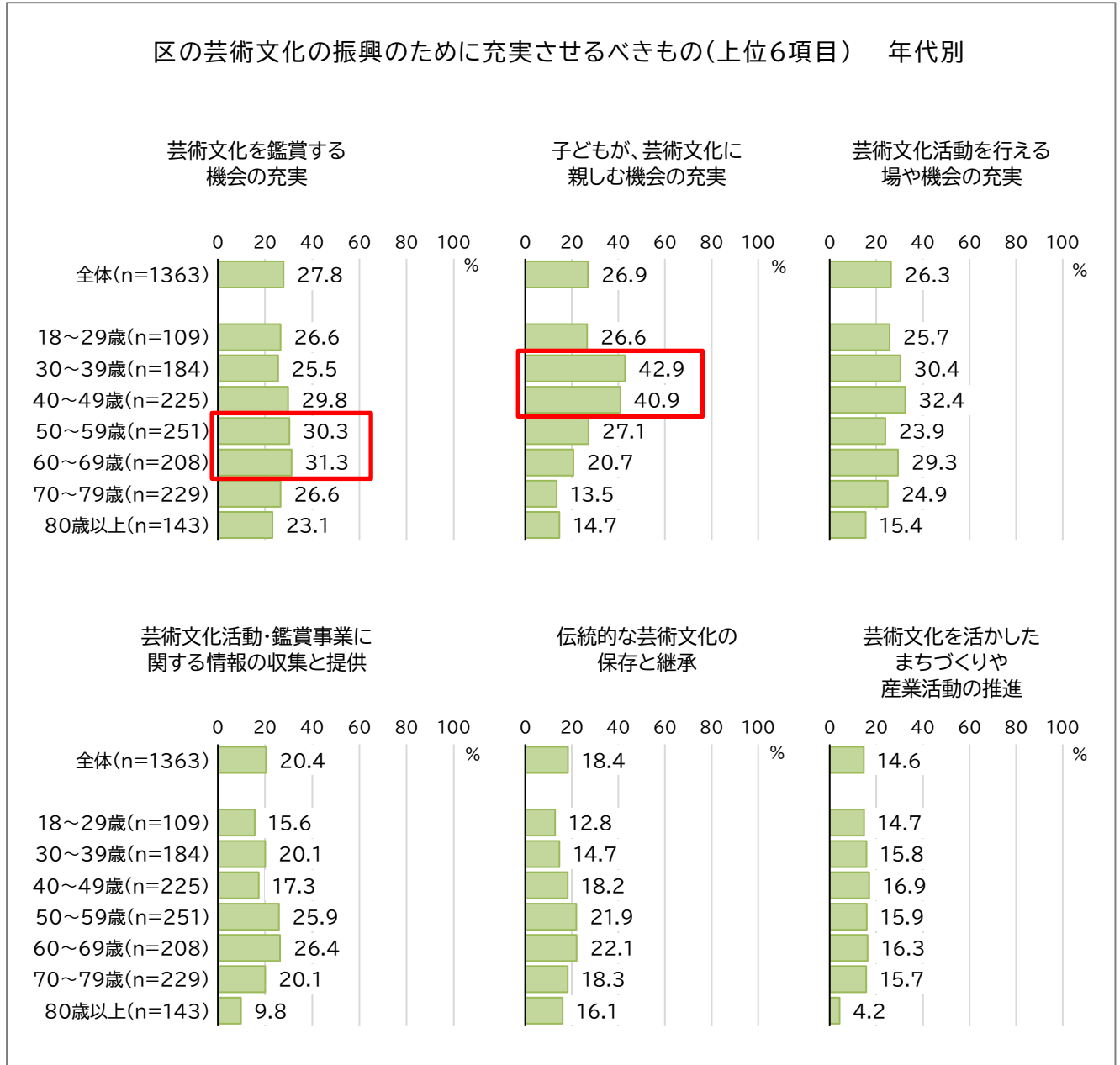


区の芸術文化の振興のために充実させるべきもの

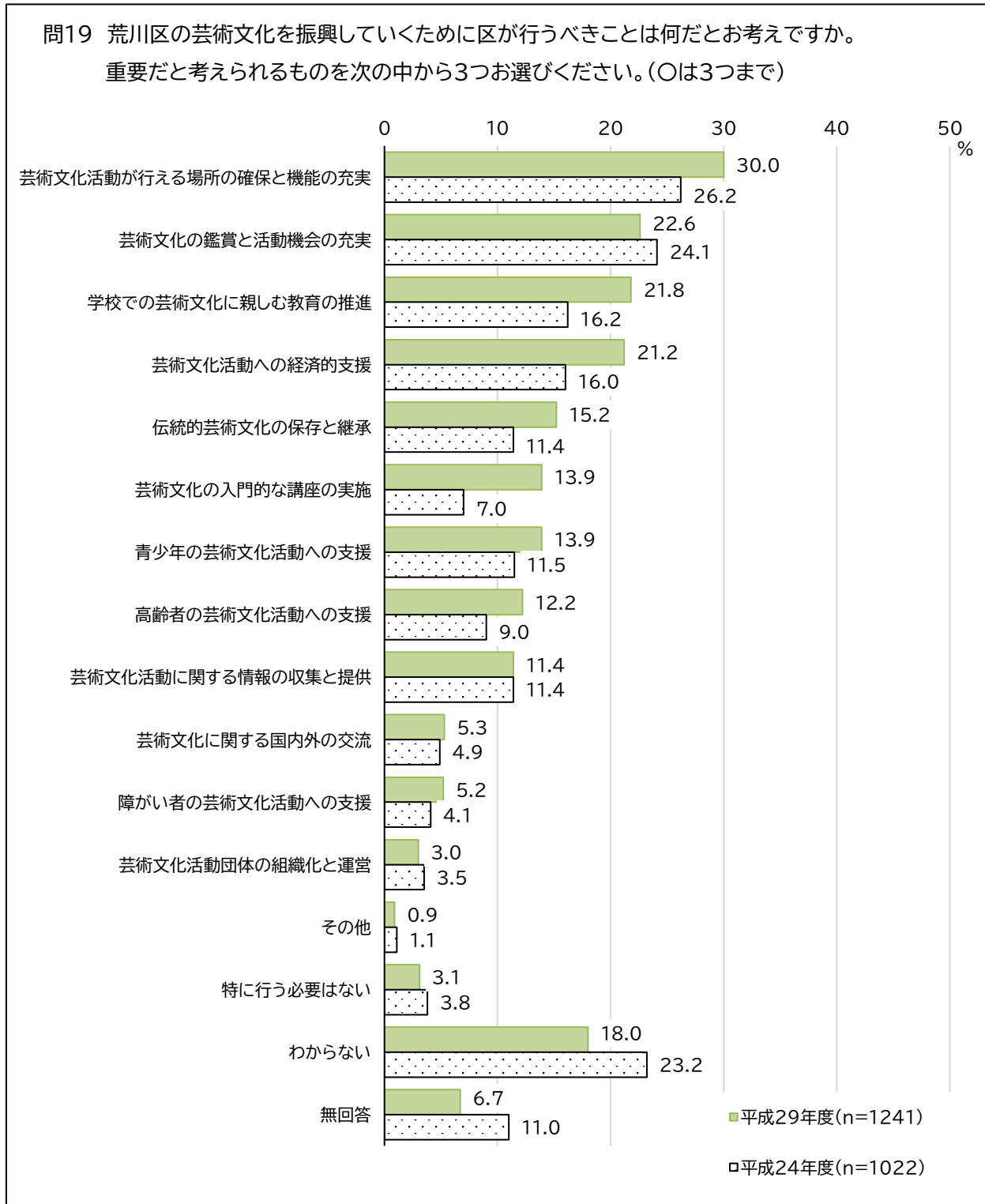


区の芸術文化の振興のために充実させるべきものについて聞いたところ、「芸術文化を鑑賞する機会の充実」(27.8%)が2割半ばを超え最も高く、次いで「子どもが、芸術文化に親しむ機会の充実」(26.9%)、「芸術文化活動を行える場や機会の充実」(26.3%)と続いています。

上位6項目を年代別で見ると、「芸術文化を鑑賞する機会の充実」では、50～69歳が3割台と高く、「子どもが、芸術文化に親しむ機会の充実」では、30～49歳が4割台と高くなっています。

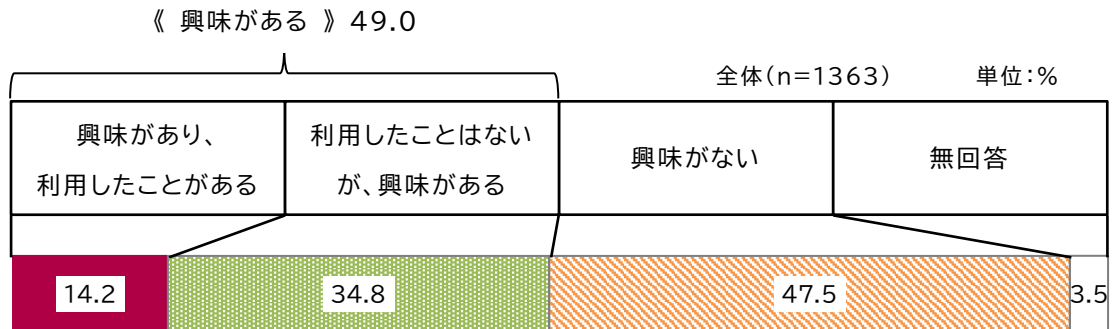


【参考】平成29年度の世論調査結果



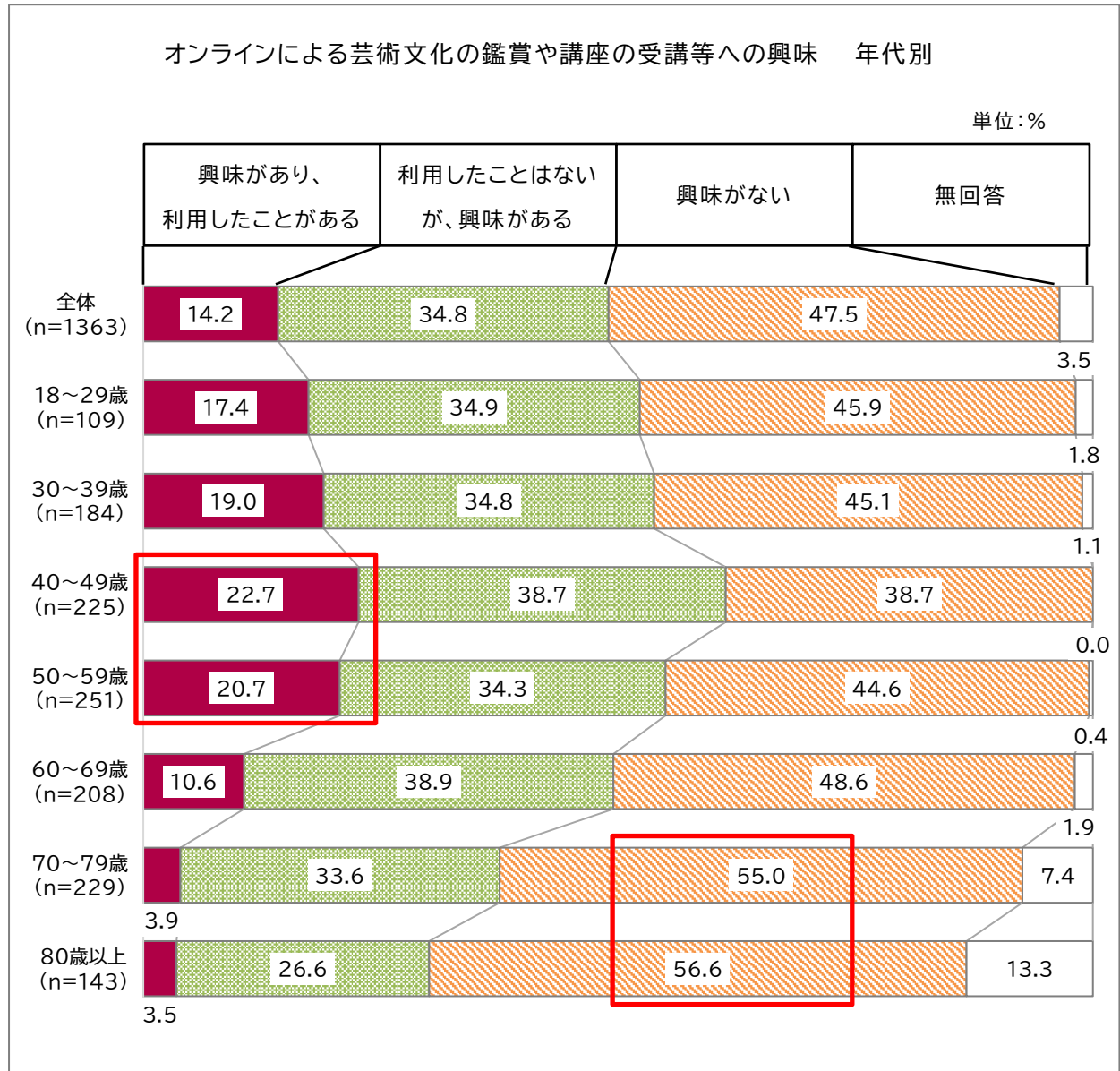
オンラインによる芸術文化の鑑賞や講座の受講等への興味

問16 新型コロナウイルス感染症の影響により、公演等の中止や延期など、芸術文化活動の多くが制約を受けました。一方で、ICT技術の活用により、新しい芸術文化の楽しみ方も生まれてきています。あなたは、インターネットのオンライン配信による芸術文化の鑑賞やオンライン会議システム等を用いた講座の受講等に対して、興味がありますか。
(○は1つだけ)

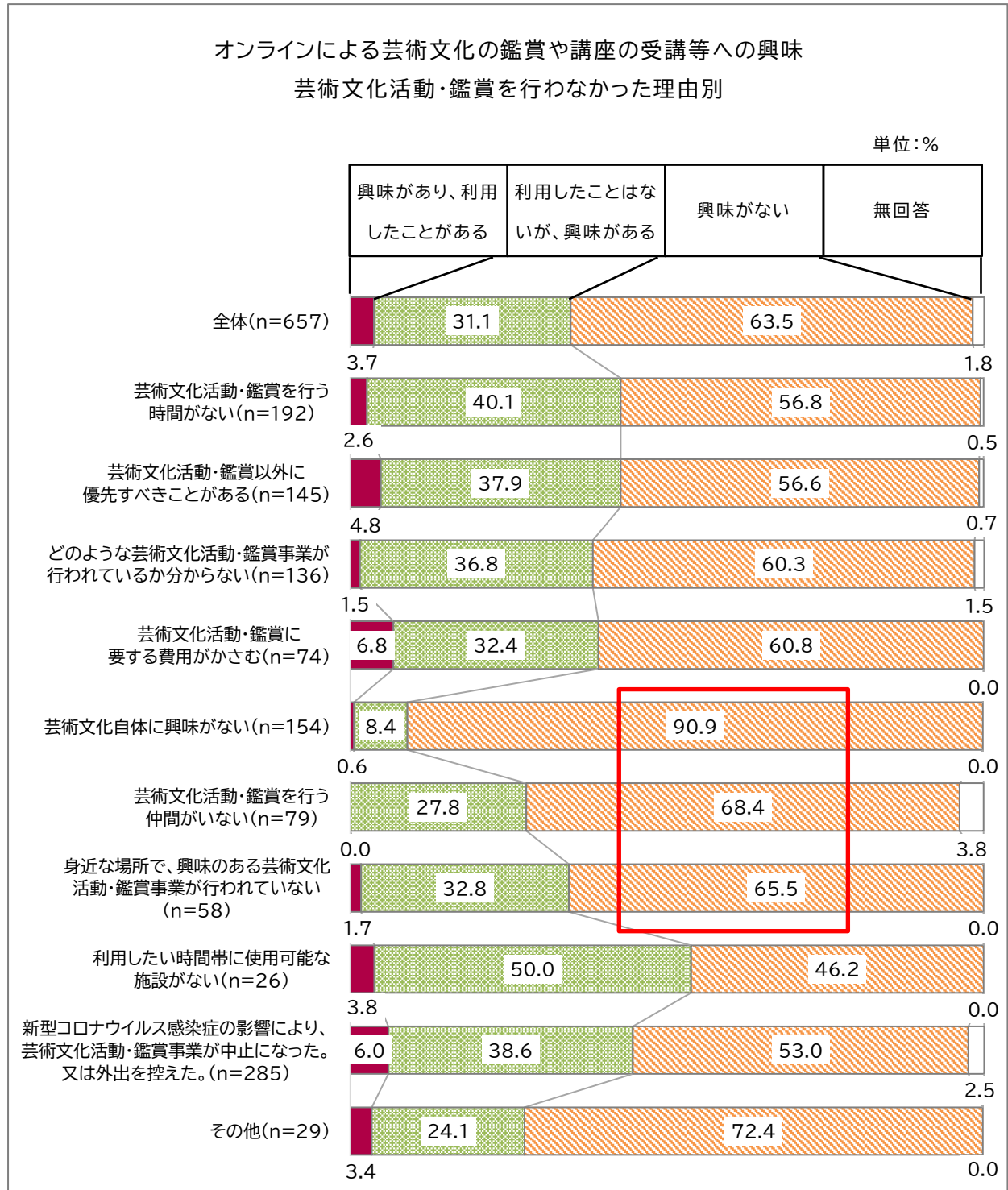


オンラインによる芸術文化の鑑賞や講座の受講等への興味について聞いたところ、「興味があり、利用したことがある」(14.2%)と「利用したことはないが、興味がある」(34.8%)を合わせた《興味がある》(49.0%)で5割弱となっています。一方、「興味がない」(47.5%)は4割半ばを超えています。

年代別で見ると、「興味があり、利用したことがある」では 40～59 歳で2割台、「興味がない」では 70 歳以上で5割台と、それぞれ高くなっています。



芸術文化活動・鑑賞を行わなかった理由別でみると、「興味がない」では芸術文化自体に興味がない(90.9%)が9割で最も高く、次いで芸術文化活動・鑑賞を行う仲間がない(68.4%)、身近な場所で、興味のある芸術文化活動・鑑賞事業が行われていない(65.5%)と続いています。



7 検討の経過

(1) 第三次プラン計画期間中における成果の検証等

■ 令和元年(2019年)度～令和5年(2023年)度

日 程	主な内容
令和元年(2019年) 12月10日	荒川区芸術文化推進会議 ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の平成30年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)
令和2年(2020年) 12月	荒川区芸術文化推進会議(書面開催) ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の令和元年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)
令和3年(2021年) 11月	荒川区芸術文化推進会議(書面開催) ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の令和2年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)
令和4年(2022年) 9月1日～30日	芸術・文化に関する意識調査の実施 ・文化交流推進課は、第47回荒川区政世論調査に より、芸術・文化に関する区民意識調査を実施
令和4年(2022年) 12月	荒川区芸術文化推進会議(書面開催) ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の令和3年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)
令和5年(2023年) 7月21日	荒川区芸術文化推進会議 ・荒川区芸術文化振興プランに掲げた事業の令和4年度 の取組成果について(審議) ・荒川区芸術文化振興基金について(報告)

※令和2年(2020年)度から令和4年(2022年)度までは、新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、書面により開催。

(2) 第四次プラン改定にむけた検討等

■ 令和5年(2023年)度

日 程	主な内容
令和5年(2023年) 7月21日	荒川区芸術文化推進会議 ・荒川区芸術文化振興プランの改定について(審議) ・プラン改定に向けた検討の視点について(意見交換)
令和5年(2023年) 8月~11月	関係部署による調整・検討
令和5年(2023年) 12月6日	荒川区芸術文化推進会議 ・荒川区芸術文化振興プラン(第四次)の素案(案)について(審議)
令和5年(2023年) 12月8日	教育委員会(意見聴取) ・荒川区芸術文化振興プラン(第四次)の素案について
令和5年(2023年) 12月21日 ~ 令和6年(2024年) 1月11日	パブリックコメントの実施 ・荒川区芸術文化振興プラン(第四次)の素案に関するパブリックコメントの実施
令和6年(2024年) 3月15日	教育委員会(報告) ・荒川区芸術文化振興プラン(第四次)について

荒川区芸術文化振興プラン(第四次)

令和6年(2024年)3月発行

登録(05)0116号

編集・発行 荒川区地域文化スポーツ部文化交流推進課
〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
電話 03(3802)3111(代) 内線 2521

